

2040年に向けた障害福祉サービスの 提供体制について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 昨年7月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下「2040検討会」という。）のとりまとめがなされたところ。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。
障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・ケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- こうした課題について、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会でも議論がとりまとめられたところ。それらを踏まえつつ、障害福祉分野で必要な取組について、必要な法令上の対応も含め、以下の点を検討する。



- 1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保**
- 2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等**
- 3. 地域における包括的な支援体制の構築**

1. 中山間・人口減少地域における サービス提供体制の確保

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、他分野と異なり、全体としてサービス利用は伸び続けている状況にある。一方、地域ごとに見ると、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向が見られ、また、生産年齢人口の減少により人材確保が難しくなる中で、こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題。**
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「介護保険制度等の他制度も参考としつつ、**必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる**」とされているところ。
- **地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

今後の方向性

- 特に今後サービス利用が減少し、従事者の確保も難しくなる中山間・人口減少地域において、ニーズに応じた障害福祉サービスの維持・確保が必要。既存の現行制度の活用も進めつつ、以下の取組を進める。（詳細は次ページ以降）
(地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み)
 - ① 現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組を前提とした上で、**配置基準の弾力化**を検討する。
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、モラルハザード等に留意した上で**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**(月単位の定額払い)を選択可能とする。
- (事業者の連携強化)
 - ② 都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブの付与**を検討するなど、**地域における連携を推進する**。
- (地域の実情に応じた既存施設の有効活用)
 - ③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を認めない特例**を設ける。

①地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

現状・課題

- 障害福祉サービスの提供にあたっては、各サービスの配置基準等を満たす必要があるが、中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、**専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難**となり、**必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなる**ケースが生じる。
- 現行制度においては、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合に、都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認める場合には、**基準該当サービス**としてのサービス提供を可能としている。

今後の方向性

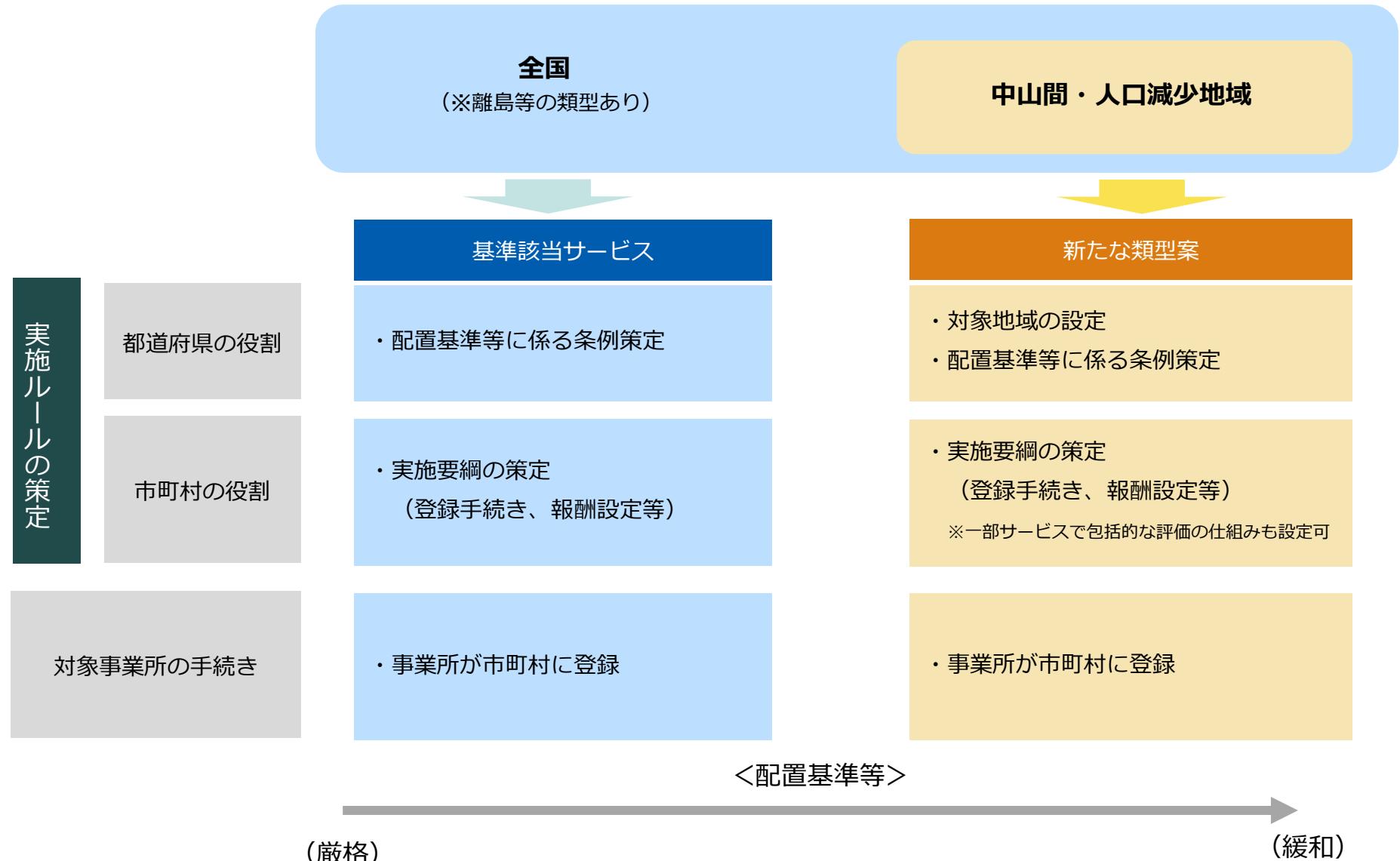
- **中山間・人口減少地域**（※1）において、**地域で必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保**できるよう、現行の基準該当サービス（※2）のような**特例的な障害福祉サービスの類型を新たに設ける**。
(※1) 対象地域の範囲は、現行の特別地域加算の対象地域を基本としつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう検討。その範囲において、市町村の意向を確認し、都道府県が対象地域を決定することを想定。
(※2) 現行法上、基準該当サービスは一部を除くサービスで対象とされているが、そのうち国で基準（省令）が定められているのは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、対象サービスについても併せて検討。
- この類型は、例外的な扱いであるため、以下の点に留意しつつ、詳細な要件等は次期報酬改定の検討の中で検討。
 - ・自治体が人材確保や業務効率化など他の必要な施策を講じた上で、それでもなおサービス維持のためにやむを得ない場合とすること
 - ・職員の負担等への配慮の観点から、**ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提**として、**管理職や専門職の常勤・専従要件を緩和すること**
 - ・サービスの質の確保の観点から、**市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行うことを前提とすること**

【新たな類型案のイメージ】

	指定サービス	基準該当サービス	特例的な障害福祉サービス	新たな類型案
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）※離島等の類型あり		
指定・登録	指定権者による指定	市町村に登録		
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定		
報酬	全国一律の報酬設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定		
				中山間・人口減少地域
				市町村に登録
				国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定※職員の負担や質の確保への配慮が前提
				全国一律の報酬を基準に市町村で設定 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定 も可（次々ページ参照）

①地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

(参考) 特例的な障害福祉サービスの活用・運用のイメージ



①地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

現状・課題

- 中山間・人口減少地域において、特に訪問系サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、**年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持にあたっての課題となる。**

今後の方針性

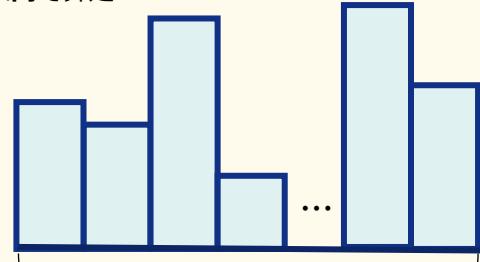
- **中山間・人口減少地域**の事業者が、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、**新たな類型の枠組みを活用**して、例えば居宅介護（※）について、**包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能**とする。
(※) 対象サービスについても、サービスの特性を踏まえつつ併せて検討
- 具体的な報酬設計については、以下の点に留意しつつ、次期報酬改定の検討の中で丁寧に検討を進める。
 - ・利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定するなど、**きめ細かな報酬体系**とする
 - ・**事業者の経営状況やサービス提供状況等に与える影響、モラルハザードの抑制、総費用額に与える影響と財源**など、様々な観点を踏まえつつ検討

＜包括化の対象範囲として考えられるイメージ＞

※一例としては、以下のような方法が考えられるが、経営に与える影響、サービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など、様々な観点を踏まえつつ検討

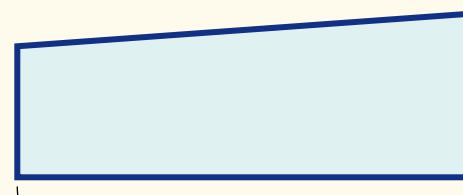
（現行：出来高報酬）

- ✓ サービス内容・提供時間に応じて回数単位・出来高で算定
- ✓ 各種加算は事業所の体制や利用者の状態に応じたサービス提供等を踏まえて回数単位・出来高で算定



（包括報酬）

- ✓ 月単位・定額で算定（障害支援区分や事業者の体制を踏まえた多段階）
 - ✓ 各種加算も大くくりで包括化、簡素な仕組みに
- ※ 標準的な提供回数を超える分等は、別途算定



②障害福祉サービス事業者の連携強化

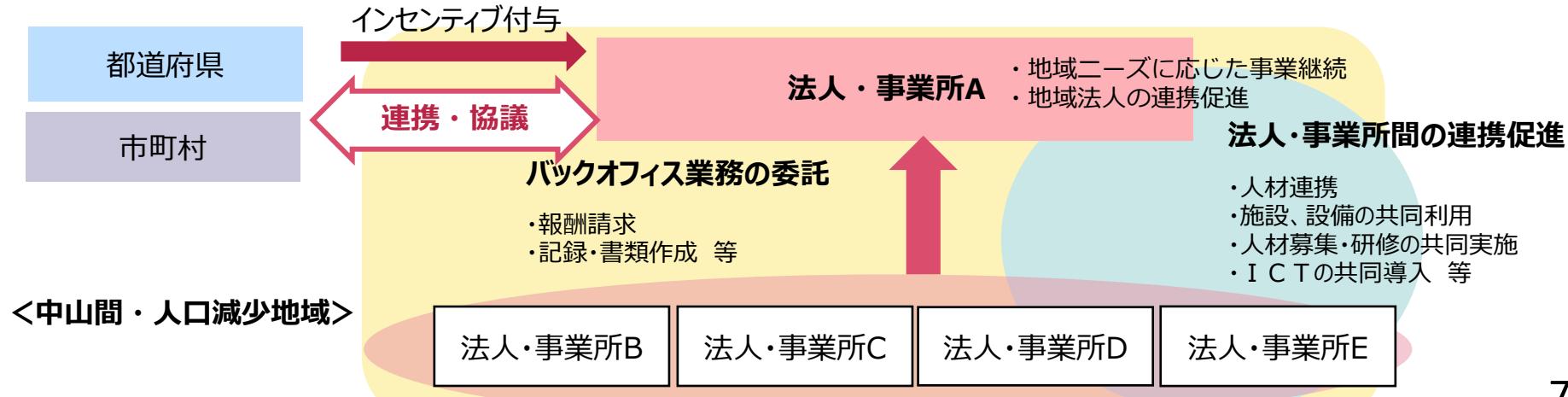
現状・課題

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においても、地域のニーズに応じ必要な障害福祉サービスの提供が継続される体制を確保していくことが必要。そうした中、事業所の協働化により、事業所間の創意工夫を活かした人材募集や人材育成・定着などの成果が見られるところ、こうした**障害福祉サービス事業者の連携強化を推進するための仕組み**の構築が課題。

今後の方針

- 中山間・人口減少地域において、地域ニーズに応じ必要な障害福祉サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**。将来的には社会福祉連携推進法人等に展開することも期待される。
- 当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。
→ 中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担うとともに、事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・障害福祉サービス事業所**に対し、**インセンティブ**を付与することを検討。詳細については、次期報酬改定の検討等の中で検討。

【イメージ】

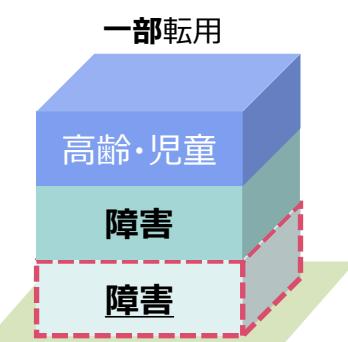
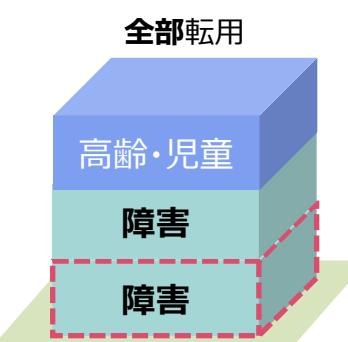


③地域の実情に応じた既存施設の有効活用

現状・課題

- 社会福祉法人、医療法人等が所有する施設等の財産について、取得・改修の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業等を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の承認要件を満たす場合を除く。）等には、原則、処分制限期間に対する残存年数等に応じた補助金の国庫返納が必要となっている。このような**制限の趣旨を踏まえつつ、柔軟な対応の検討**を行っていく必要がある。
- サービス需要が減少する中山間・人口減少地域において、障害者支援施設等の機能を柔軟に変化させながら、地域の関係者との協働のもとでサービスを確保していくため、経過年数10年未満の施設等であっても、
 - ・ 一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く）
 - ・ 一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る）等について、補助金の交付の目的に反するものとして返還を求められることのないよう、承認要件の見直しを検討することが考えられる。その際、障害福祉サービスのみならず横断的に福祉サービスを確保する観点から、障害者支援施設等から高齢者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった**異なる分野も含めた横断的な検討**が必要である。

現行制度

補助金で取得・改修	他の障害者施設・高齢・児童施設への転用の場合		福祉施設以外の厚生労働省所管施設等への転用等
	一部転用	全部転用	
経過年数10年以上			国庫納付不要
経過年数10年未満	国庫納付不要	① 一定の場合※国庫納付不要	国庫納付不要 ② 一定の場合※国庫納付不要 <small>※市町村合併・地域再生等の施策に基づく場合</small>

③地域の実情に応じた既存施設の有効活用

今後の方向性

- 中山間・人口減少地域の既存施設を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求める特例を拡充する。
- 具体的には、以下の場合における転用等の際には国庫納付を不要とする特例を設ける。

経過年数10年未満の特例①

当初の事業を継続することが障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合は、福祉施設（障害・高齢・児童施設）への全部転用等（障害者支援施設等が含まれる場合に限る）の際の国庫納付を不要とする。

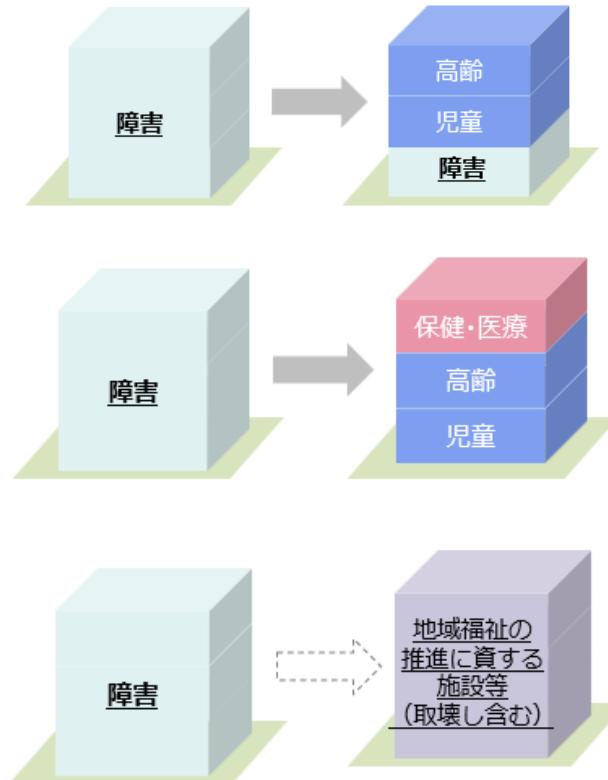
経過年数10年未満の特例②

障害福祉サービスの利用者の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため障害福祉サービス等事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で障害福祉計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（子ども家庭庁所管施設、サービス付き高齢者向け住宅を含む。）への転用等の際の国庫納付を不要とする。

厚労省所管施設以外への転用の特例

- 国の予算が各省各庁の長に対して配賦されることに鑑み、厚労省所管施設以外の施設への転用等については、被災した場合の取壊しを除き、経過年数10年以上であっても国庫納付を求めている。
- 他方、中山間・人口減少地域においては、既存施設の移転による機能の集約化を含めたサービスの再編が求められることも想定され、既存施設を幅広い用途に活用することも想定される。
- 中山間・人口減少地域に所在する障害者支援施設等について、他の地域に当該障害者支援施設等の機能移転を行う場合であって、かつ、特例②のプロセスを経ているときは、厚労省所管施設以外の地域福祉の増進に資する施設等への転用や取り壊しの際の国庫納付を不要とする。また、この特例については経過年数10年以上のものに限ることとする。

<転用イメージ>



厚労省所管施設以外の施設への転用は国庫納付が必要
取壊しについては被災した場合等を除き国庫納付が必要

2. 人材確保・ケアの充実のため の生産性向上等

2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

現状・課題

- 障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和7年11月時点で3.43倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、人材確保は喫緊の課題である。
- 人材確保やその定着については、待遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信、経営改善に向けた支援等、総合的な対策を進めてきている。引き続き、質の確保や経営基盤の確立を図るとともに、介護分野等の取組も参考しつつ、医療分野や他の福祉分野など、他分野と連携できる部分は連携しながら、国・都道府県・市町村・事業者・地域の関係者等が連携し、より一層の取組を進めていくことが求められる。
その際、全国的な取組を進めるとともに、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、各地域の実情に応じた対策を進める必要がある。
- また、支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点からは、障害福祉事業者におけるケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要がある。介護現場の取組も参考しつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、障害福祉分野における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくとともに、間接業務の効率化と直接待遇業務の負担軽減・質の向上に向けた各自治体や事業所における取組を一層推進していくことが求められる。

2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

今後の方向性

- 人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。
- ① 人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。
- ② 人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。
- ③ 人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置する**。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携**しながら、効果的に取組を進めていく。
- ④ 職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付け**るとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること**、**対応の結果により利用者の生活等を阻害することができないよう慎重に対応を検討すること等に留意する**。
- ⑤ 処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能とする**。

⑤国民健康保険団体連合会の業務の拡充

現状・課題

- 地方自治法第243条の規定により、地方自治体は、法律又は政令に定めがある場合を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができないとされているが、障害福祉サービス等報酬の支払事務は、障害者総合支援法第96条の2及び児童福祉法第56条の5の2の規定に基づき、国民健康保険団体連合会への委託が認められている。
- 他方、補助金の支払事務については、障害者総合支援法及び児童福祉法に特段の定めはなく、国民健康保険団体連合会が担うことはできない。このため、障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付される補助金であっても、原則（※1）、実施主体の都道府県が支払事務を担ってきた（※2）。この際、都道府県は、交付額の算出及び通知等の事務を国民健康保険団体連合会に委託している。
(※1) 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症に関する経費として地方自治法上の非常災害に係る特例が適用されたため、国民健康保険団体連合会が支払事務を担うことができた。
(※2) 令和6年度障害福祉人材確保・職場環境改善等事業、障害児支援人材確保・職場環境改善等事業など
- こうした状況も踏まえ、令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県の事務負担の軽減及び支払事務の効率化の観点から、障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付される補助金については国民健康保険団体連合会への支払事務の委託が可能となるよう見直しを求める提案がされている。

今後の方向性

- 障害福祉サービス等報酬に関する人材確保のための補助金の支払事務について、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことを可能とする。

【現状】例：令和6年度障害福祉人材確保・職場環境改善等事業



【改正後のイメージ】



3. 地域における包括的な 支援体制の構築

3. 地域における包括的な支援体制の構築

現状・課題

- 人口減少や世帯構成の変化等の中、頼れる身寄りがない障害児者や、複合的な課題を抱える障害児者の増加等といった課題に対応するため、地域における包括的な支援体制を整備することが必要。
- このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会のとりまとめも踏まえ、対応を検討することが求められている。

今後の方向性

- 地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たすとともに、基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心となつて、各分野との連携を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。
その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、地域で住民をどのように支えていくかといった視点を持つことが必要ではないか。
- ① 頼れる身寄りがない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、包括的支援事業（総合相談支援事業等）で相談対応等を行うことを明確化する方向性。頼れる身寄りがない障害児者についても、次のように対応する。
 - ・ (自立支援) 協議会を活用して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、他分野の会議体との協働・連携を進める。
 - ・ 障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化する。
- ② 「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、地域で支え合う機能を強化する。
 - ✓ 新たな仕組みのもとであっても障害児者への支援が後退することがないように留意することが必要。
 - ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していくことが重要。

参考資料

- 1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保**
- 2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等**
- 3. 地域における包括的な支援体制の構築**

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

方向性

（1）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等
- ・地域の介護等を支える法人への支援

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生（※）

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

※ サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的・在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
将来の需要減少に備えた準備と対応

（2）人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

（3）地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（4）福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

①包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
(1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化等

②過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

①新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

②中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加とともに、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中であっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

- 地域の類型の考え方
 - ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
- 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）
 - ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
 - ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内的一部エリアを特定することも可能）★
 - ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する
- 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）
- 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
 - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

- 特例介護サービスの枠組みの拡張
 - ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求める特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合
 - ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ 3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ 2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けて介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性や質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行ふことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケープラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する

- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

○中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応

- ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
- ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

○1号保険料負担の在り方

- ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う

○「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

- ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
- ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う

○補足給付に関する給付の在り方

- ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
- ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）

○多床室の室料負担

- ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う ★

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

○被保険者範囲・受給者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

○金融所得、金融資産の反映の在り方

- ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

○高額介護サービス費の在り方

- ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

○介護被保険者証の事務・運用

- ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- ・電子資格確認を導入する
- ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

○高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

- ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

○要介護認定

- ・申請代行が可能な者を拡大する
- ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する

○特定福祉用具販売

- ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う

○国民健康保険団体連合会の業務

- ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

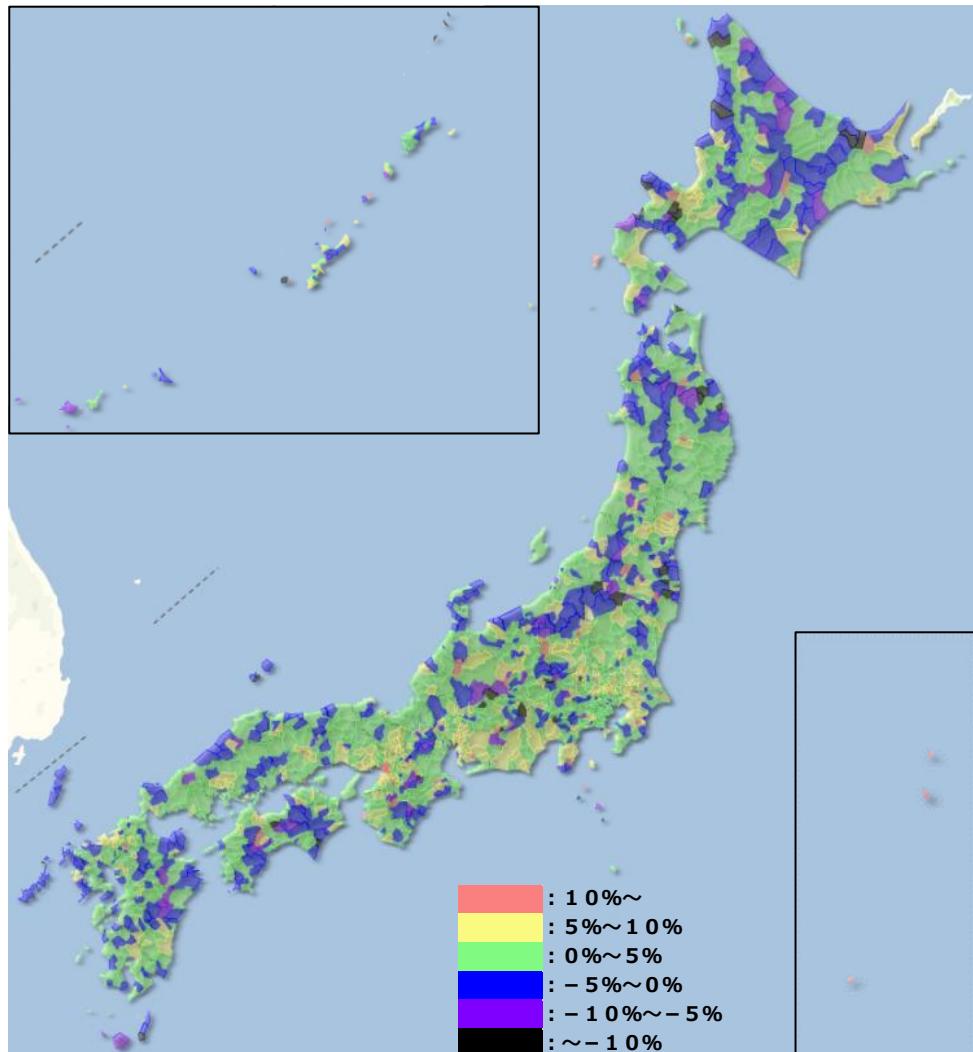
参考資料

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保
2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等
3. 地域における包括的な支援体制の構築

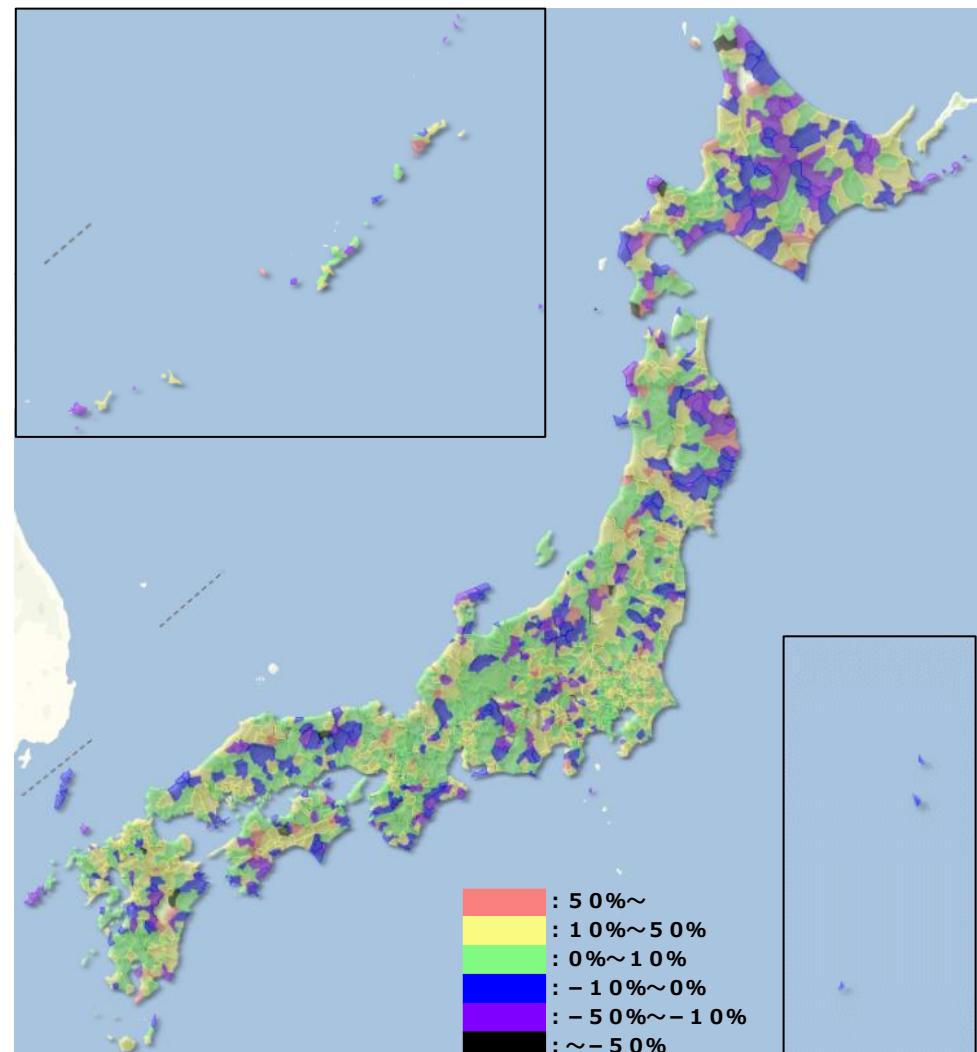
障害福祉サービス等の利用者数の状況

- 障害福祉サービス等の利用者数について、自治体別でみると、都市部やその周辺部では増加傾向にあるが、中山間地域や小規模自治体では減少傾向にある。

令和6年下半期対前年同期伸び率（障害福祉サービス）



令和6年下半期対前年同期伸び率（障害児支援サービス）



(注) 複数サービスを受けている利用者数については、重複して計上している。伸び率については、障害児入所支援系サービスの利用者を集計対象外としている。

(出典) 障害福祉サービスデータベースより作成。

離島・山間過疎地域等における配慮

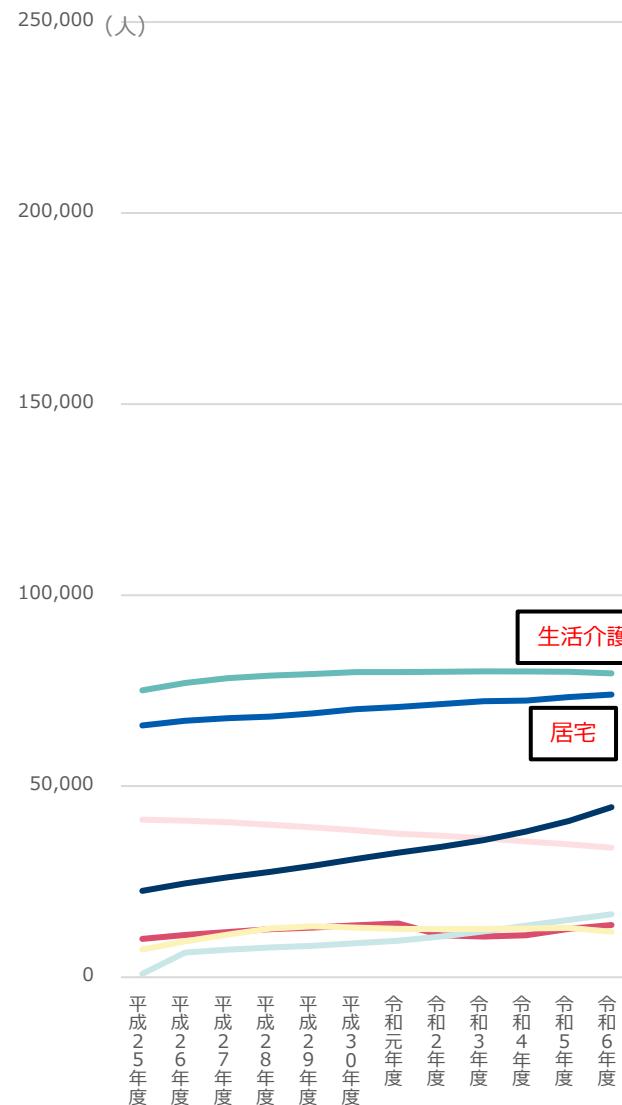
＜報酬(加算)における配慮＞

- 名 称:特別地域加算(加算率15%)
- 考え方 :サービスを提供する場合に、移動費用が相当程度必要となることを踏まえた加算
- 対 象: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、計画相談支援、障害児相談支援
- 対象地域:
 - 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
 - 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)
 第二条第一項に規定する辺地
 - 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
 - 七 半島振興法(昭和六十一年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)
 第二条第一項に規定する特定農山村地域
 - 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
 - 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

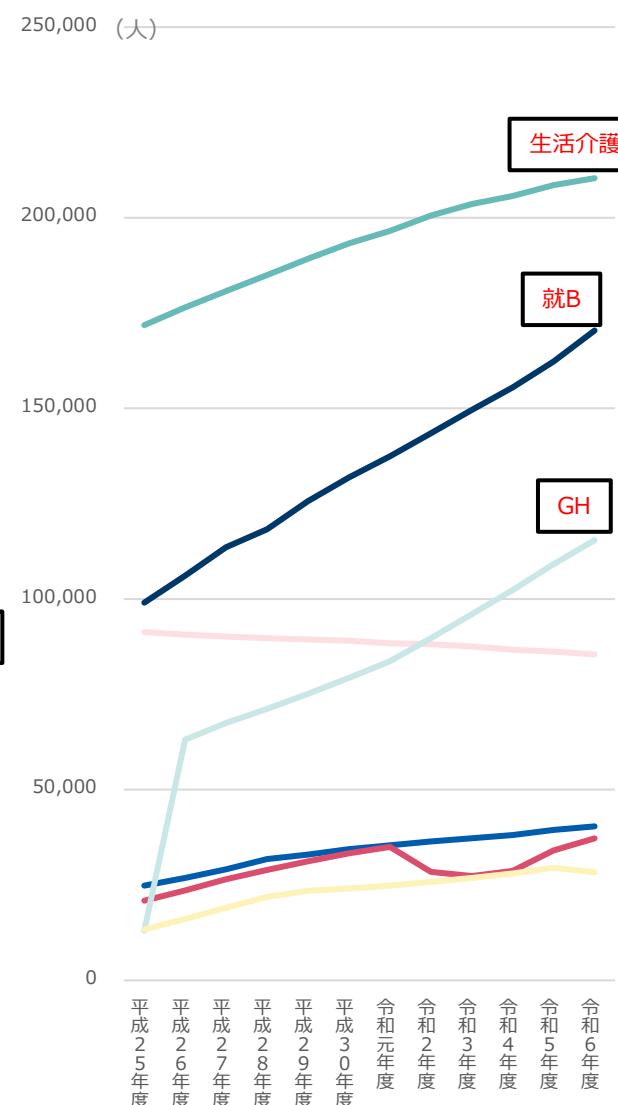
※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平成24年厚労告第233号)に該当する地域

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

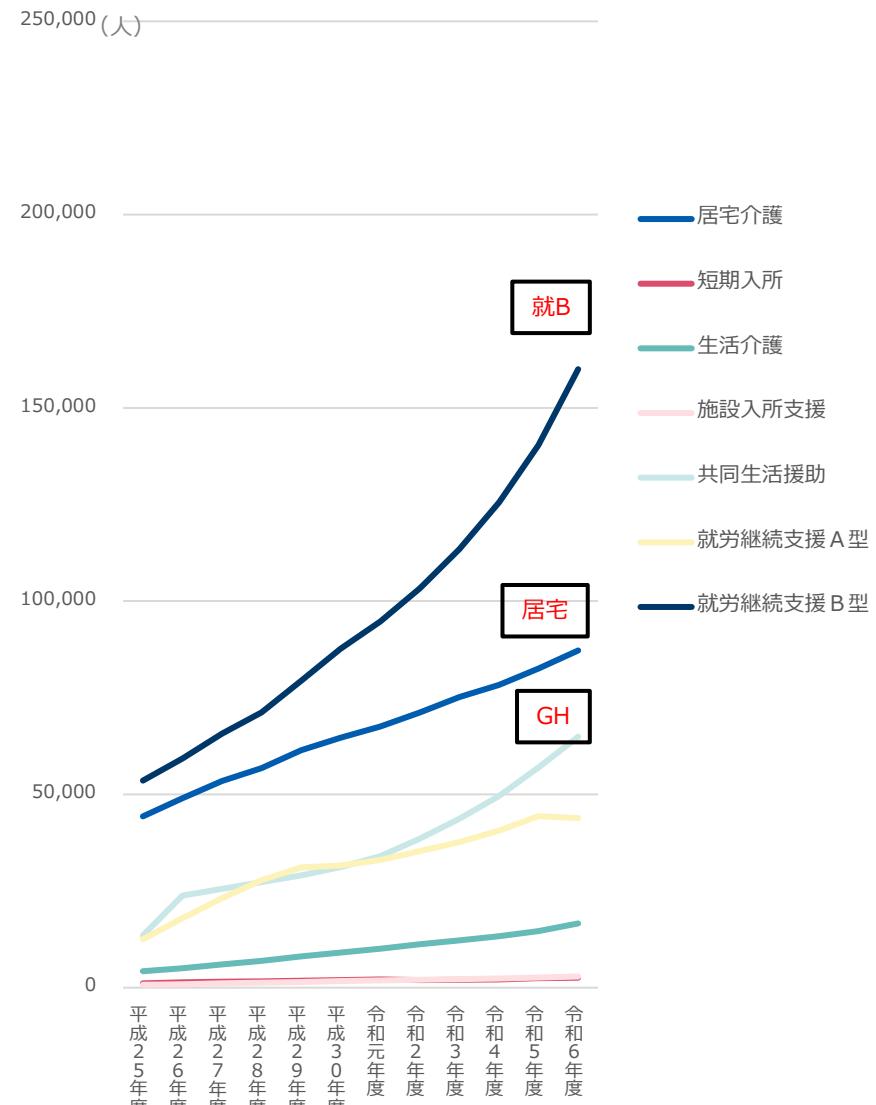
身体障害者



知的障害者

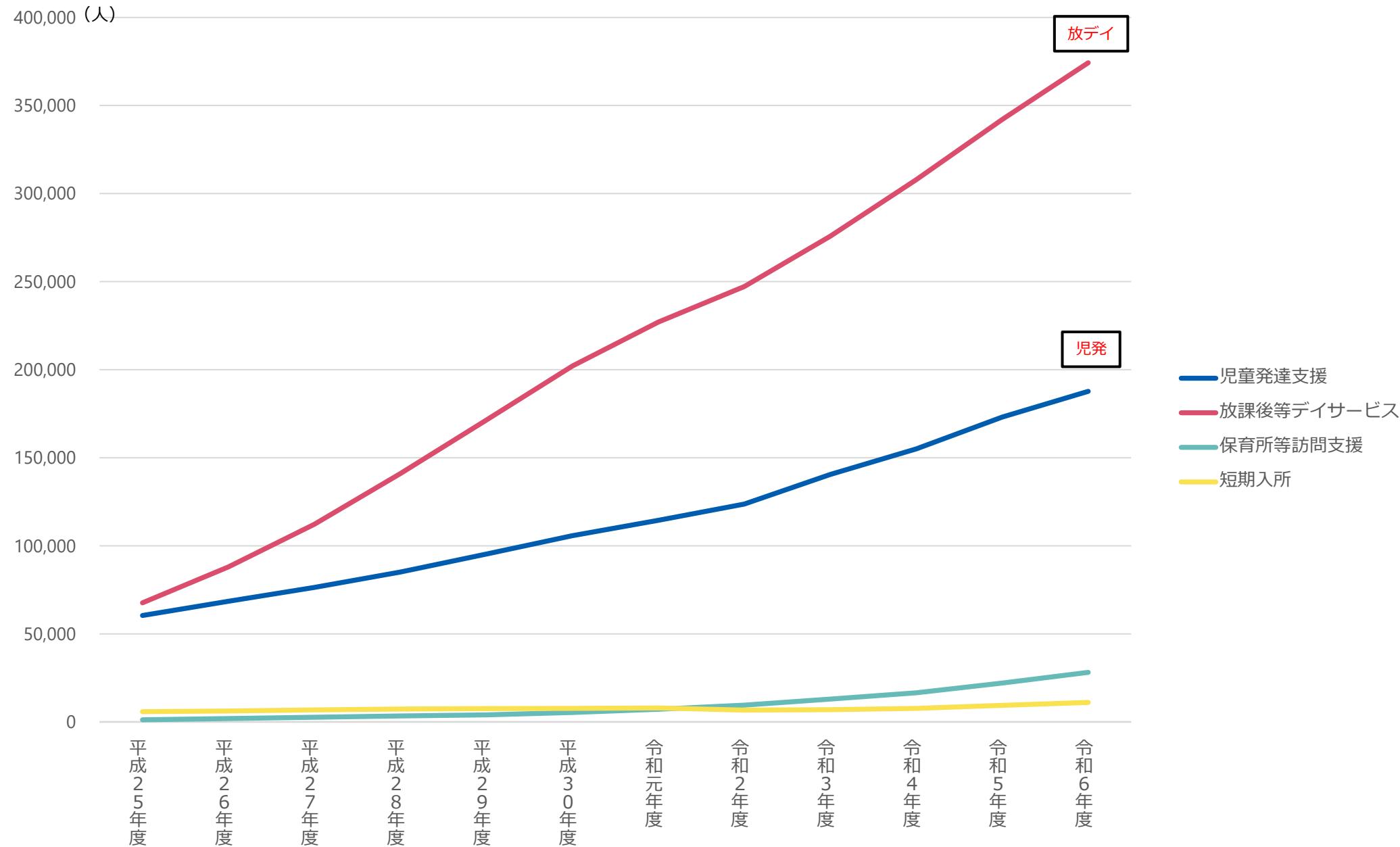


精神障害者



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。（平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。） 26

障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



障害福祉制度における基準の特例等

地域性やサービスの提供実態等に応じ、基準の特例や各種配慮措置を講じている

主な制度	概 要
共生型サービス	<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする、また、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的に、指定手続きの特例として設けられた制度
基準該当型障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none">○ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準を踏まえ都道府県が条例で定める基準に該当している場合に、基準該当障害福祉サービスとしてサービス提供が可能<ul style="list-style-type: none">・特に日中活動サービスにおいては、地域においてサービス事業所がない等の場合、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供が可能・さらに、離島等地域においては、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、サービス利用が困難な場合、指定基準より人員配置基準や利用定員の特例を設けている
従たる事業所	<ul style="list-style-type: none">○ 一定の要件を満たす場合に、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、1又は複数の「従たる事業所」の設置が可能であり、これらを1の事業所として指定可能とするもの
多機能型	<ul style="list-style-type: none">○ 障害福祉サービス等の2以上の事業を一体的に行うものであり、利用定員や人員配置基準の特例が設けられているもの
中山間地域等への配慮措置	<ul style="list-style-type: none">○ 中山間地域や離島等の過疎地域について、報酬や補助金において配慮措置を実施<ul style="list-style-type: none">・特別地域加算（加算率15%）：サービスを提供時の移動費用が相当程度必要なことを踏まえた加算・社会福祉施設等施設整備補助金：補助単価を8%加算（離島）

※ 上記の他、福祉サービスを総合的に提供する上で、兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱等について、現行制度で運用上対応可能な事項を整理してガイドラインで提示（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）。

基準該当障害福祉サービス（※日中活動サービスの例）

- 基準該当障害福祉サービスは、指定障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たしていない事業所により提供されるサービスである。
- 都道府県等による事業者指定は必要なく、市町村が認める場合に特例介護給付費等が給付される。

【基準該当サービスの種類】

	離島その他の地域における 基準該当障害福祉サービス	介護保険事業所における 基準該当障害福祉サービス
対象	離島、山村等の地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがなく、障害福祉サービスを利用する事が困難な場合	地域において指定障害福祉サービス事業所がない等指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合
要件	指定基準より従業者の員数や最低定員について緩和	指定通所介護事業所等の指定基準を満たしていることが要件
報酬	厚生労働大臣が定める指定障害福祉サービスの報酬単価を基準として市町村が定める加算の算定が可能	厚生労働大臣が定める基準該当障害福祉サービス独自の報酬単価(障害者の場合)を基準として市町村が定める食事提供体制加算・処遇改善加算を除き加算の算定不可

令和7年地方分権改革に関する提案について 障害者支援施設における設備基準等の見直し（管理番号 272）

提案団体

広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

提案内容

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の参考基準化を求める。

具体的な支障事例

本県の中山間地域では、障害者支援施設が無い地域があるため、両親の高齢化等により家庭での支援が限界を迎えたことにより、障害者支援施設への入所を希望されたとしても、近くの施設に入所できないケースが生じている。

一方で、過疎化の進展により、将来的に地域の特別養護老人ホームに空床が増加する見込みであり、このスペースに障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応することができ、行政サービスの維持・向上が図られると期待される。

しかしながら、省令により、障害者1人あたり9.9m²以上の床面積が必要ということや、サービス管理責任者のうち1人以上は常勤であること、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要するといった基準が定められており、当該基準が障壁となって障害者支援施設の併設が進まず、中山間地域における既存施設の有効活用に課題が生じている。

提案自治体（広島県、大崎上島町）へのヒアリング概要

- 令和7年10月31日、提案自治体（広島県、大崎上島町）に対しヒアリングを実施（内閣府地方分権改革推進室同席）

概要

1 背景・現状

- ・ 大崎上島町は離島（離島振興法指定地域）であり、島内に障害者支援施設は未設置
- ・ 島内に特別養護老人ホームは3カ所設置
- ・ 現在、島内に障害者支援施設が無いことから、やむを得ず島外（他自治体）の障害者支援施設へ入所している方は4名
- ・ 障害のある子どもを持つ家族からは、親なき後の支援について、不安の声がある。

2 大崎上島町での支障事例

- ・ 現行制度の利用定員10人以上の確保は困難（島内の対象者が少数）である。
- ・ サービス管理責任者の将来的な確保が困難になることを懸念している。
- ・ 併設予定の特別養護老人ホームでは、床面積基準（9.9m²）は上回っており、支障はないが他の自治体の過去基準で設置された施設等では支障となる可能性がある。

3 基準見直しがあった場合の想定

- ・ 島内の3カ所の特別養護老人ホームのうちの1カ所への併設を想定
- ・ 島外施設に入所の4名及び短期入所利用者1名の計5名の入所を想定
- ・ 重度障害者対応などのグループホームの整備予定はない（人口規模上困難）。

4 地方分権改革推進室より

- ・ 提案自治体の事例は、中山間・離島地域に共通する課題として検討いただきたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）抄

(58) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

(v) 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44条3項及び84条2項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）抄

（1）児童福祉法（昭22法164）

（viii）障害児通所支援（6条の2の2第1項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

- ・指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚生労働省令15）8条及び67条）については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。
- ・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等（21条の5の19第3項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

I	II	III
○		

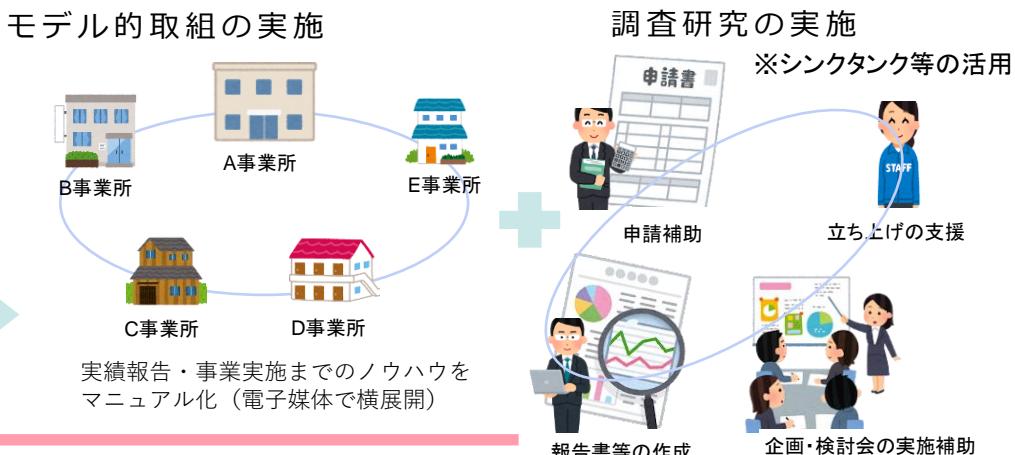
② 対策の柱との関係

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体 都道府県・指定都市
 補助率 定額（10／10相当）



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例

小規模事業所の協働化の目的

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境の変化

- ・物価高騰
 - ・介護人材不足
 - ・DX化
 - ・・・
- ⇒障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化

- ・障害福祉事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は喫緊の課題。
- ・将来にわたって人材の安定的な確保、経営基盤の強化が必要。

小規模な事業所等で構成されるグループが協働で人材確保や経営基盤の強化に取り組むことで、
創意工夫を生かした効果的・効率的な取組が可能に

小規模事業所の協働化の効果の例

人材募集・確保

- ・事業所間の情報共有や合同の勉強会の開催などにより、ノウハウや工夫を共有。
- ・人材募集用のPR動画やパンフレットの共通フォーマットを作成することで、事務・費用負担が軽減。
- ・合同で外部向けの発表会を開催し、効果的・効率的に情報を発信。

人材育成・定着

- ・職員向けの合同研修を開催することで、企画や開催準備の負担が軽減。事業所間で職員のつながりが生まれ、職員の能力向上が促進。悩みの共有によるバーンアウトの防止効果も。
- ・合同で職場環境改善アンケートを実施することで、回答の匿名性が高まり、意見を出しやすい環境に。

※ この他、資材・物品・ICTやテクノロジー機器等の一括仕入れや、テクノロジー導入・ICT・AI等の技術などについて共同の研修を開催すること等により、事務の効率化やコスト削減が考えられます。

堺市

(グループ名)堺市中区協働コンソーシアム

(事業所数) 5 法人 8 事業所

(生活介護、生活訓練、就労継続支援B型、計画相談支援、居宅介護)

(取組概要)

人材不足の解消・職場環境の改善・生産性向上を達成するために、【人材募集・確保】と【人材育成・定着】の2つの軸で取り組みを実施

●課題・背景

- 市内に小規模事業所が数多く存在。小規模事業所は少人数体制のため、職員一人ひとりが複数の役割を担っており、日々の業務で手一杯。特に、「人材募集・確保」と「人材育成・定着」が課題。
- 「人材募集・確保」では、新たな人材確保に注力することが困難。また、リクルート情報を発信しても膨大な採用情報に埋もれてしまう。単独の事業所で効果的な人材確保を行おうとすると、費用と労力の負担が大きい。
- 「人材育成・定着」では、単独の事業所では、内部での研修実施や外部への研修参加の時間を業務時間内に取ることが困難。また、事業所内に同じ役割・立場の職員がおらず、課題の抱え込みが発生しやすく、バーンアウトや離職に繋がることも。

●取組内容

① 事業所間の現況共有

… 共通ツールの作成（LINEグループ、Googleスプレッドシート）、情報整理（人材確保・育成に関する情報、取組の提案）等

② 事業所合同勉強会

… 合同勉強会の企画/講師調整、開催、振り返りと実践（内容「短時間バイトアプリの活用について探る」）

③ 外部向け発表会

… 地域住民・関係機関・一般を対象とした外部向け発表会の調整・開催、共通のプレゼン資料フォーマットの作成加

④ PR動画制作

… 動画の共通構成フォーマット作成、素材撮影、動画製作/編集、SNSでの発信

⑤ PRパンフレット制作

… パンフレットの共通デザインの作成、素材撮影、パンフレットの製作/編集、発信

⑥ 合同職員向け研修会

… 合同研修の企画、外部講師の調整、研修会の開催

⑦ 職場環境改善アンケート

… 内容検討、アンケートフォームの作成、アンケートの実施、集計/整理

⑧ 役割別職員研修の企画

… 運営上の課題整理、外部講師との打ち合わせ、企画立案



●取組成果

【効率化できた作業時間：約70時間 削減できた人件費：約10万円 削減できた事業費：約80万円】※ 1事業所あたり

- 複数事業所で協議することで、人材募集・確保、育成・定着についての課題整理やアイデア出しが効率化し、質が向上。
- 業務負担やコストが約4分の1に削減。
- 一つの事業所では制作が困難なPRツールの作成や、研修の開催を実現。
⇒よりよい職場環境の実現へ

堺市

(グループ名)堺障害児（者）施設部会

(事業所数) 19 法人 37 事業所

(取組概要)

「人材確保」と「人材定着」といった課題を打破するために、【採用活動】と【職員育成】を協働する組織を構築する。

●課題・背景

- ・ 障害福祉事業を行う社会福祉法人の共通の課題として「人材不足」と「採用に係る知見不足」がある。
- ・ 「人材不足」では、特に小規模な法人において、専任の採用担当職を配置することが困難。また限られた経費の中では広報活動に係るノウハウを持つ職員の育成も中々難しい。
- ・ 「採用に係る知見不足」では、多くの法人がリクルートサイトや求人広告に多額の経費をかけているものの見合った効果は得られていない。さらに1法人だけでは費用対効果を高める方策を見いだすことにも限界がある。障害者支援という仕事が広く知られていないために、広報活動が人材確保に繋がらないといった悩みもある。

●取組内容

- ① 事業者への事前アンケートの実施 … Googleformを使用、現状把握（採用や育成にあたり困っていること・組織状況）等
- ② 事業所合同検討会 … 「人材確保」と「人材定着・育成」の2テーマの検討会、意見交換、課題発見、具体的取組案の検討
- ③ PR動画制作 … 動画の共通構成フォーマット作成、素材撮影、動画製作/編集、SNSでの発信
- ④ PRパンフレット制作 … パンフレットの共通デザインの作成、素材撮影、パンフレットの製作/編集、発信
- ⑤ 採用イベントの開催… 企画立案、説明会、相談対応、参加者アンケートの実施
- ⑥ 採用関連研修 … 採用活動に関する講義、実習（採用計画・面接）、受講後アンケート
- ⑦ 階層別モデル研修・テーマ別研修 … 講義、実習、個人ワーク、受講後アンケート
- ⑧ ロールモデルの育成 … 障害児者福祉の仕事に関する講義、プレゼンテーション
- ⑨ 養成機関への出前講座 … 仕事内容紹介、障害者との懇談、職員との懇談
- ⑩ ロゴマークの作成 … 一般公募、審査、ガイドライン作成
- ⑪ 社会福祉連携推進法人研究 … 先行例の見学会の企画・実施



●取組成果

- i) 取組の検討や研修受講によって法人間の連携が、階層単位で深まり、他法人の良さを知れた。
- ii) 複数法人が組んだことで、堺市と連携したイベントを実施できた。
- iii) 「法人紹介動画」「育成プログラム」「モデル研修カリキュラム」等のアウトプットが得られた。
- iv) 採用のセオリーや育成計画など、学びの機会になった。
→ 各法人での採用活動の実践に対する意識の向上へ

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ（令和7年7月25日）（抜粋）

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（1）現状と課題、3つの地域の類型の考え方

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、精神障害や障害児を中心に全体として毎年約5%のペースでサービス利用が伸び続ける一方、例えば約30%の市町村で障害福祉サービスの利用者数について前年同期比がマイナスとなるなど、中山間地域や小規模自治体においてはサービスの利用に減少傾向が見られる。
- また、障害種別や特性に応じて個人のニーズも多様であり、きめ細かい対応が必要となる中、例えば都道府県別の人団10万人当たり障害福祉サービスの事業所数や従事者数が最多の都道府県と最少の都道府県で2倍以上の差があるなど、提供体制や実施事業、地域資源についても地域差があり、自らが希望する事業所のサービスを利用するため広域的なサービス利用となる場合がある。

（6）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

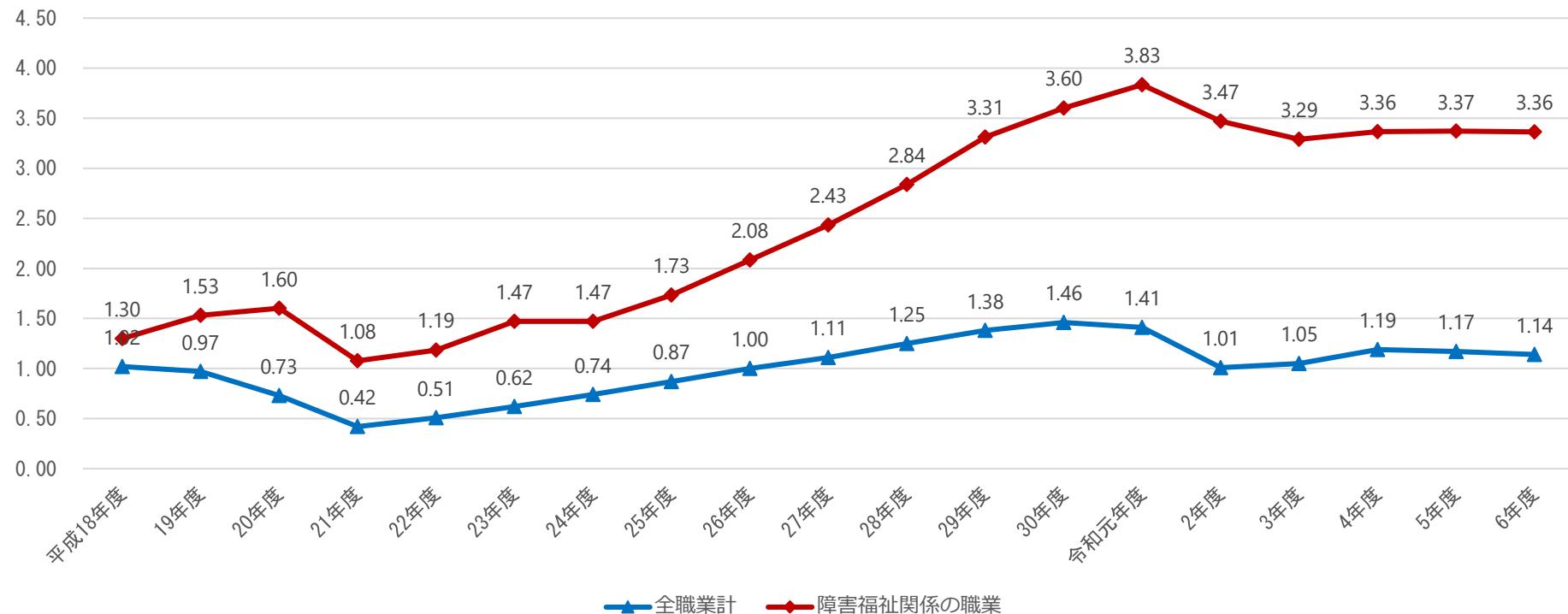
- 障害福祉分野については、介護分野における「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」という地域の分類を基本としつつ、分野特有の需給状況や個々のニーズ等を踏まえ、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。
- とりわけ中山間・人口減少地域については、島根県浜田市や江津市において、高齢化・人口減少による伝統産業の後継者不足に対処するため、業務の細分化・構造化を行い、障害者それぞれのこだわりとマッチングすることで、地域課題の解消を図るとともに、障害者の生涯にわたる仕事を生み出す取組が行われている。
- また、鹿児島県伊佐市では、小規模な地域であるがゆえに生まれる人的つながりを活用し、関係者同士が緊密に連携し、サービスの維持・確保を図る取組が行われている。しかしながら、更に人口減少が進めば、こうした仕組みを成り立たせることも厳しくなり、サービス提供が困難になるおそれもあるとの指摘があった。
- 現行制度では、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところである。現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる。

参考資料

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保
2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等
3. 地域における包括的な支援体制の構築

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率の動向)

- 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2)上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3)「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業(保育士、福祉相談員等)」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)(令和7年6月13日)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

- 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～
(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

～（略）～

地域の人才培养と待遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする待遇改善を進める。

～（略）～

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と待遇改善等の施策パッケージを実行する。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- 「経済・財政新生計画」の推進
(「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

～（略）～

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費²⁰⁴については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費²⁰⁵及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

²⁰⁴ 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- 主要分野ごとの重要課題と取組方針
(1) 全世代型社会保障の構築

～（略）～

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ²⁰⁷の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による待遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない待遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの待遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

～（略）～

（中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築）

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程²¹³を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト／シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化²¹⁴を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

²¹³ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）。

²¹⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【省力化投資促進プラン関係】

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。**障害福祉**分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、**障害福祉**分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。**障害福祉**分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害福祉分野の人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材確保を進めるとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性向上によりケアの充実を図る取組を一層推進することが必要であり、基本指針上も一つの項目として柱を立て、記載を充実してはどうか。特に介護テクノロジーの導入促進等、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することは重要であり、こうした取組の更なる推進について記載してはどうか。

また、令和7年6月に策定した「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、障害福祉分野の「都道府県ワンストップ窓口」の設置など、生産性向上に関する目標・KPIが設定されたこと等を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加してはどうか。

成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、 ケアの充実のための生産性の向上に関する目標について

社会保障審議会障害者部会	第152回 (R7. 11. 10)	資料 1 – 2 (一部改変)
--------------	-----------------------	--------------------

現 状

新規

- 障害福祉分野において、人材確保やケアの充実のための生産性向上は喫緊の課題。
- 「新しい資本主義実行計画2025」及び「省力化投資促進プラン—障害福祉—」では、「都道府県ワンストップ窓口設置数」を令和8年度には10以上、令和11年度には全都道府県に設置することを目指している。

成果目標(案)



- 政府目標を念頭に、全国の障害福祉現場の人材確保・ケアの充実のための生産性向上のための支援体制を構築する観点から、都道府県におけるワンストップ窓口の設置状況を成果目標としてはどうか。
- 併せて、ケアの充実のための生産性向上並びにこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置状況を成果目標としてはどうか。
- なお、専門人材の養成に向けた研修実施に関する目標については、障害福祉人材の確保に関わる目標であり、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の項目(現成果目標8)から、当該項目に移行する。

【成果目標(案)】

- 各都道府県における人材確保やケアの充実のための生産性向上に関するワンストップ窓口の設置(新規)
- ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置(新規)
- 都道府県における相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の実施
- 都道府県における相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援に関する研修の実施

省力化投資促進プラン（障害福祉）概要

（障害福祉分野関係）

1 実態把握の深堀

- 障害福祉分野でも、有効求人倍率が相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービス利用者数が増加する中で、人材確保が喫緊の課題
- 介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが重要
- これまでに実施した調査研究事業等から、介護分野同様に、支援内容の記録業務等のICT化や見守り支援機器の活用が効果的と分析

2 多面的な促進策

- 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算要件緩和（令和6年度報酬改定）、障害福祉分野における介護テクノロジー導入費用に対する補助、協働化等の支援（令和6年度補正予算） 等
- 障害福祉の職場環境改善事例集の作成（令和5年度） 等
- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施
- 障害福祉分野における手続負担の軽減を図る観点から、指定申請及び報酬請求関連文書について標準様式及び標準添付書類の使用を基本原則化（令和7年3月府省令等改正、令和8年4月施行予定）
- 標準様式等を用いた電子的な申請・届出を含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討

3 サポート体制の整備・周知広報

- 一部の自治体において障害福祉分野も対象としたワンストップ型窓口を設置しているが、今後、更なる窓口設置の促進に向けた取組を検討

4・5 目標、KPI、スケジュール

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加：32.3%（現状）→50%（2026年）→90%以上（2029年）
- 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加：4（現状）→10以上（2026年）→47（2029年）等

障害福祉現場の生産性向上

直接処遇業務の負担軽減・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の負担軽減や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

○ 見守り支援機器の活用促進

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定)

- ・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。

○ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

(令和6年度補正予算)

- ・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助。

○ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

(令和6年度補正予算)

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

○ 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

(令和6年度補正予算)

- ・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の効率化

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を効率化し、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

<具体的な取組>

○ 標準様式等の使用の基本原則化

- ・規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。
- ・令和6年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和8年4月施行（標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進）

○ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

- ・デジタル行政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、システム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針を策定した。

○ テレワークの活用

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定)

- ・管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

施策名：医療・介護等支援パッケージ（障害福祉分野）

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円（こども家庭庁計上）

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
		○							

③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する
(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、
地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

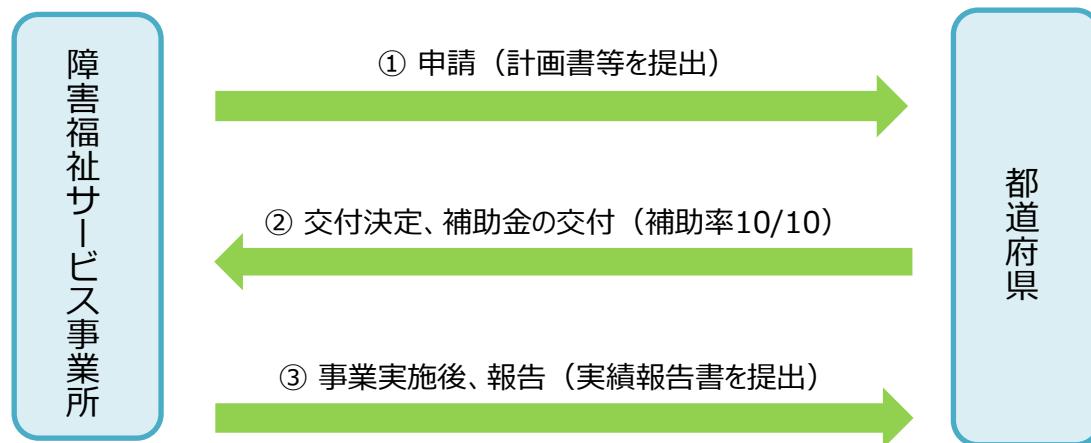
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給

(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)、
④通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、⑤保守経費等(クラウドサービスなど)

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

【導入支援の対象施設・事業所】

- ・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他(介護ロボット)
- ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援:国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／4 事業者1／4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会):国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

都道府県等が実施する

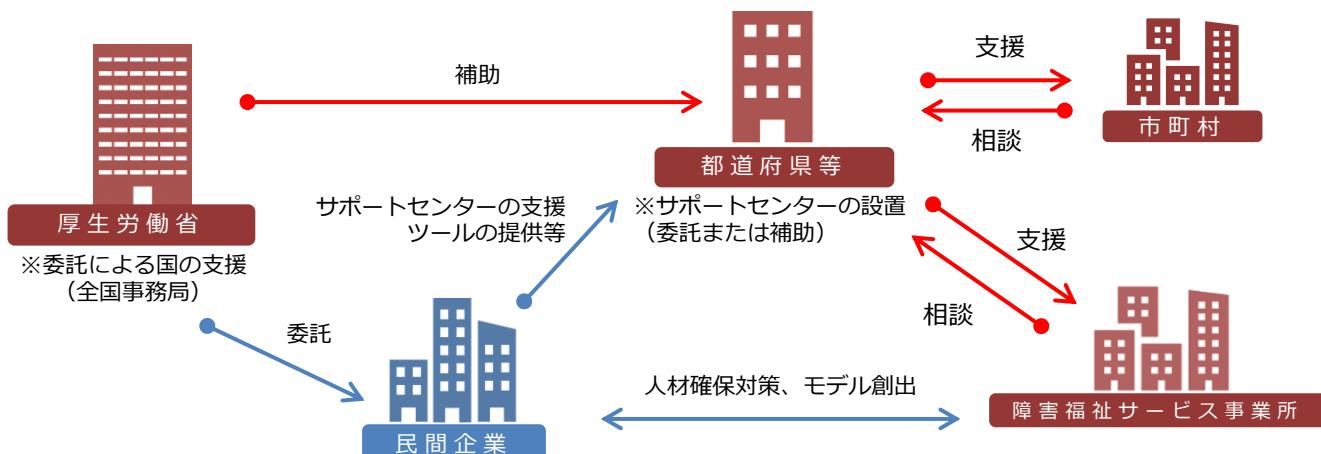
(1)人材確保支援(2)生産性向上支援(3)経営改善支援等
に要する費用

補助率

国9／10、都道府県・指定都市・中核市1／10

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)

都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

施策名:エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)

令和7年度補正予算額 3.3億円

※医療・介護等
支援パッケージ

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

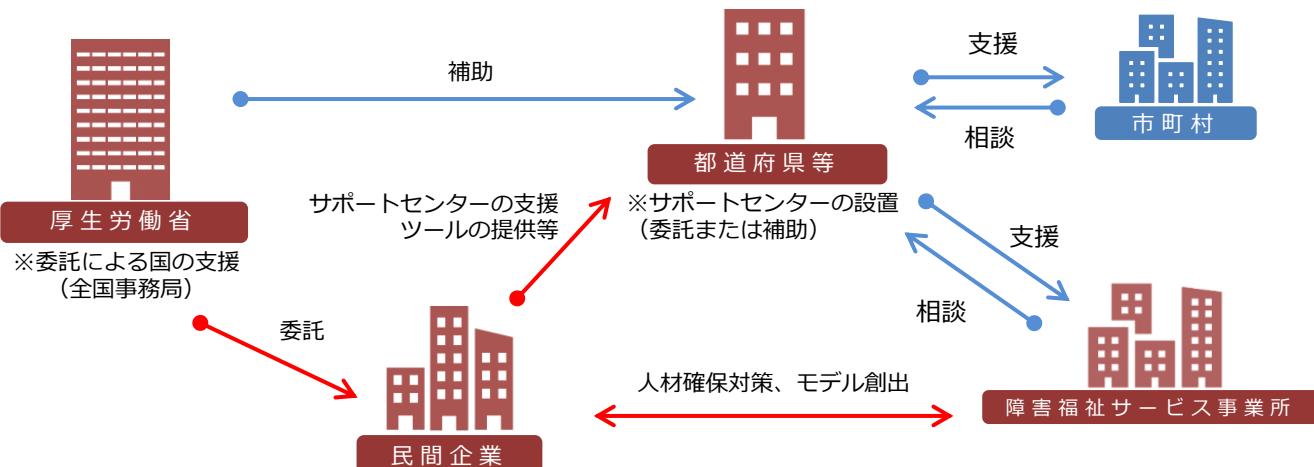
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象経費

- (1)都道府県等のサポートセンターへの支援
- (2)全国的な人材確保への支援
- (3)障害福祉分野における生産性向上のモデル創出に要する費用

実施主体

国(民間法人へ委託予定)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 2.3億円

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

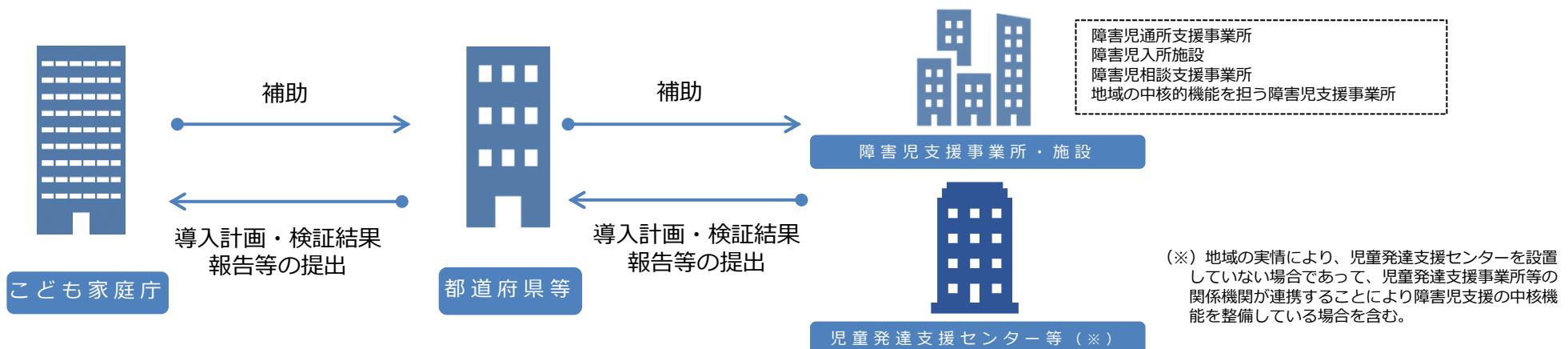
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入支援事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- 本事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】(1)(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円

(1)(B) 1自治体当たり 272千円

(2)(A) 児童発達支援センター等 1箇所当たり 800千円

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」とこととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向か検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

（考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施） 等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

障害福祉分野における手続負担軽減の取組の経緯

令和5年度

令和5年度「規制改革実施計画」閣議決定
(令和5年6月16日)

令和5年度調査研究
障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究

令和6年度

令和6年度調査研究
障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究

標準様式の使用の基本原則化：府省令改正等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令等の公布等（令和7年3月31日）

令和7年度

手続負担軽減・生産性向上関連事務連絡発出
「障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について」（令和7年8月8日付事務連絡）

令和7年度調査研究
障害福祉分野における手続負担の軽減に関する調査研究

- 障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）について厚生労働省に対応を求める
- 事業者専用要望窓口の設置、標準様式等の使用の基本原則化に向けた検討等を実施

- 標準様式等の使用の基本原則化に向けた検討等を実施（継続）
- 契約内容の報告、実務経験の確認、障害福祉サービス受給者証に関する課題について指摘
- 指定申請等の手続における標準様式等の使用が基本原則化（施行時期：令和8年4月）

- 契約内容報告書の提出を省略可に
- 実務経験の証明が困難な場合でも、代替的な手段による確認を可能に
- 障害福祉サービス受給者証に関する課題に重点的に取り組むとともに、他の手続負担軽減の取組についても継続的に調査

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- ・ 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- ・ 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- ・ 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- ・ 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- ・ 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- ・ 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- ・ 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等の他の人員に関連する添付資料は求めないこと。
- ・ 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えないこと。
- ・ 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- ・ 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- ・ 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- ・ 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- ・ 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について（概要）

（令和7年8月8日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課／障害福祉課
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

手続負担の軽減に向けた取組について整理するとともに、障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」について周知。

1. 標準様式等の活用について

1.1. 標準様式の改正に関する見通し

- ・ 指定申請等の標準様式について、令和7年9月中を目途（※）に改正する見込み。（※11月中にお示しする見込みとなった旨、各自治体へ連絡済み）
- ・ 標準様式改正後、改めて、可能な限り早期に改正後の標準様式等への入替えをお願いする見込み。

1.2. 行政書士が代理で申請等を行う際の取扱い

- ・ 標準様式等については、原則、変更せずに使用し、事業者に押印・署名を求めるよう依頼。
- ・ 行政書士が代理で申請等を行う際であっても、書類を電子的に提出する場合には、行政書士の記名・職員の押印は不要。紙で提出する場合は必要だが、この場合、申請者欄を活用して、行政書士の記名及び職員の押印を行っても差し支えない。
- ・ 書類が電子的に提出される場合でも、紙面で提出される場合でも、代理で申請等を行う者が行政書士や行政書士法人であることを必ず確認するよう依頼。

1.3. 標準様式等を用いた申請・届出の電子化を含む共通化推進

- ・ ①事業所台帳管理機能、②電子申請・届出機能、③業務管理体制データ管理機能を有する新システムについて、令和9年度第4四半期に運用開始することを想定。

2. 手續の簡素化について

2.1. 調査研究事業の報告書の掲載（略）

2.2. 「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組に関する自治体の状況

- ・ 申請・届出における電子的な提出の原則化を依頼。
- ・ 指定に当たっての写真の提供を求めるのは、自治体が現地を訪問できない場合に限るよう依頼。
- ・ 更新申請時に、関係省令において省略可能とされている事項について、特段の事情が無い限り申請書の記載や書類の提出を求めないよう依頼。
- ・ 運営指導の際、自治体に既に提出されている文書の再提出を求めないよう依頼。

2.3. 実務経験の確認

- ・ サービス管理責任者等に必要な実務経験を確認する際、実務経験の証明が困難な場合でも、信頼性を可能な限り担保しつつ、実務経験証明書の提出以外の手段により確認を行うことを可能とするよう依頼。

2.4. 契約内容の報告

- ・ 審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略可能とした。
- ・ 契約内容報告書の提出の要否について見直しの検討を依頼。

3. 事業者要望専用窓口（略）

4. 障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」の公表（略）

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムに係る共通化推進方針

障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点及び公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点により、共通システムを構築する方針

The screenshot shows the Cabinet Secretariat website with a search bar and navigation menu. The main content area is titled '共通化対象（令和7年度決定分）に係る共通化推進方針'. A red box highlights the section '事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針'.

Key links listed in the sidebar include:

- 入札参加資格審査システム (PDF/487KB) <総務省自治行政局行政課>
- 環境法令に係る申請・届出システム (PDF/1,602KB) <環境省水・大気環境局環境管理課、環境再生・資源循環局廃棄物規制課、デジタル庁国民向けサービスグループ>
- 建築確認電子申請システム等 (PDF/487KB) <国土交通省住宅局建築指導課>
- 預貯金照会のオンライン化の拡大 (PDF/753KB) <デジタル庁戦略・組織グループ（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>
- 選挙結果に関する調査・報告システム (PDF/227KB) <総務省自治行政局選挙部管理課>
- ふるさと納税の返礼品確認システム (PDF/510KB) <総務省自治税務局市町村税課>
- 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 (PDF/4,766KB) <デジタル庁国民向けサービスグループ、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>
- 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等 (PDF/654KB) <内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省自治行政局地域情報化企画室>
- 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。） (PDF/960KB) <厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課>
- 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム (PDF/466KB) <厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室>
- 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム (PDF/694KB) <総務省自治行政局行政経営支援室>

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム (事業所台帳管理システムを含む。) に係る共通化推進方針

令和7年6月2日決定
厚生労働省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）（以下「新システム」という。）においては、以下3つの業務が共通化の対象となる。

- ① 障害福祉サービス事業所等（障害児サービス含む。）（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）の事業所台帳情報の管理
- ② 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制に係るデータの管理
- ③ 障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）（以下「報酬請求」という。）に関連する申請・届出の受付及び承認

以下の通り、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）にかけて、要件定義・調達を実施する。その後、2026年度（令和8年度）第2四半期から構築を開始し、2027年度（令和9年度）第4四半期に運用開始を想定している。

出典：内閣官房「共通化対象（令和7年度決定分）に係る共通化推進方針」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu8/kyotsu8.html

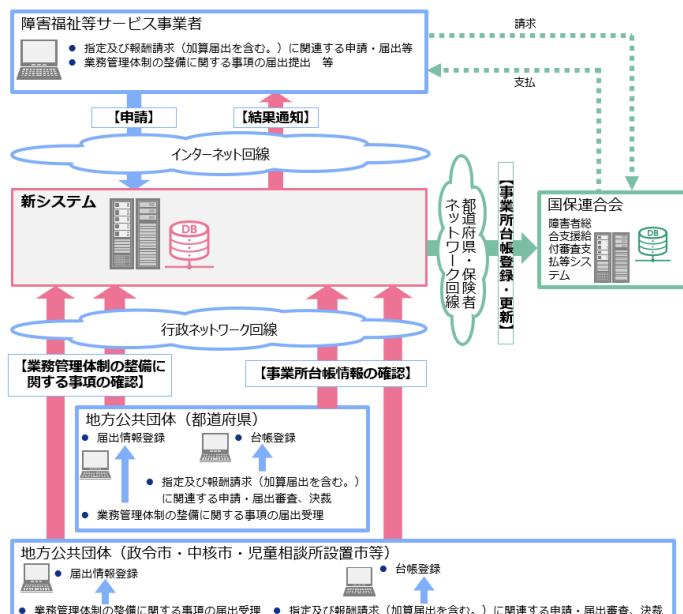
事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

概要

- 障害福祉サービス事業者等の負担軽減の観点から、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、障害福祉サービス事業者等が自治体に対して行う指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関する申請・届出を電子的に行うことが可能となるようなシステムの整備についての検討が行われてきた。
- こうした中、公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。)」が令和6年度共通化の対象候補に決定。電子的な申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能や業務管理体制データ管理機能を有する、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現することとなつた。

事業イメージ

- 障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。



必要性・効果

- ① 申請・更新・届出時の事業者側の手続き負担の軽減
- ② 受領時の行政機関側の事務負担の軽減
- ③ 関係機関への送付・台帳の管理

上記により、事業者の手続き負担に係るコスト削減及び行政機関の業務負担に係るコスト削減が見込まれるほか、手続きの一元化等により事業者側の利便性向上が見込まれる。

※ その他システム共通化による削減効果(初期導入費用・ランニングコスト・改修費用)も見込まれる。

スケジュール(予定)

- ・令和7～8年度：要件定義・調達
- ・令和8年度：システム構築開始
- ・令和9年度第4四半期：運用開始

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）

現行のハラスメント法制

	雇用管理上の措置義務	法制化した年
セクシュアルハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法 第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	平成9年改正： 事業主の配慮義務 ↓ 平成18年改正： 事業主の措置義務
パワーハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働施策総合推進法 第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	令和元年改正： 事業主の措置義務
妊娠・出産に関するハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法 第11条の3 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	平成28年改正： 事業主の措置義務
育児休業等に関するハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護休業法 第25条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	平成28年改正： 事業主の措置義務

カスタマーハラスメント： 法律上の義務なし。指針において、事業主が行うことが望ましい取組として位置付け。

就活等セクシュアルハラスメント： 法律上の義務なし。指針において、事業主が行うことが望ましい取組として位置付け。

基準省令において、事業者が講ずべき措置を明確化
(令和3年度報酬改定)

基準省令の解釈通知において、事業者が講ずるこ
とが望ましい措置を明確化
(令和3年度報酬改定)

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル・リーフレット

経緯

- 令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、顧客等からの著しい迷惑行為に関し、事業者は相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や被害者への配慮、虐待防止のためのマニュアル作成や研修の実施等が有効である旨が示された。
- これらの取組は、人材確保や定着のため、職員が安心して働くことのできる職場環境等の整備の観点からも重要である。
- こうした背景を踏まえ、障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの内容等を確認し、事業者として取り組むべき対策などを示すことを目的に調査研究を実施し、事業者向けマニュアル及び職員向けリーフレットを制作。

事業者向けマニュアルの概要

サブタイトル：職員が安心して働ける職場作りのために

マニュアルの項目：

- ① なぜ利用者や家族等によるハラスメント対応の整備が求められるのか
- ② (職員からの相談の) 受付から対応までの流れ
職員全員が理解しておくこと
- ③ 相談受付担当者の役割
- ④ 解決責任者の役割
- ⑤ 事業者内での協議の役割
- ⑥ 第三者委員、関係機関との連携
- ⑦ 分析と改善～ハラスメント対応を再発防止につなげる 等

職員向けリーフレットの概要

サブタイトル：利用者・家族からハラスメントを受けたら、まずは相談してください

リーフレットの項目：

- ① ハラスメントとはどのような行為を指すのか
～ハラスメントを受けたら、安心して相談しましょう～
- ② ハラスメントを受けたらどうすればよいか
～その場での対応、再発を防ぐための取組など～
- ③ 相談する際に整理して伝えると良いこと
行為の内容、直後の対応、心身への影響、対応方針など
- ④ ハラスメントを目撃したらどうするか
- ⑤ 外部相談窓口の紹介 等

障害福祉現場におけるハラスメント対策に係る研修素材

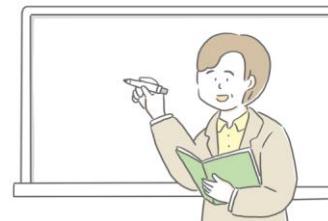
令和3年度度に策定した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」について、各事業所において活用できるよう、同マニュアルに基づく研修素材（手引き（管理職・職員）・研修資料）・職員向け動画を作成し、厚労省HPにおいて公開

■ 管理職向け研修

・研修のための手引き

管理職向け研修 研修講師用

管理職向け研修のための手引き



・研修資料

管理職向け研修 配布資料

ご利用者やご家族等からのハラスメントに関する
管理職向け研修



マニュアル・研修素材・
動画はこちらから↓

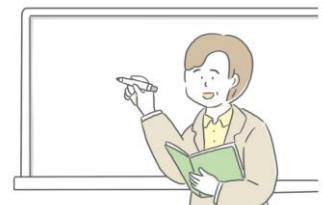


■ 職員向け研修

・研修のための手引き

職員研修 研修講師用

職員向け研修のための手引き



・研修資料

職員研修 配布資料

ご利用者やご家族等からのハラスメントに関する
職員研修



・研修動画



基本的な考え方

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護ニーズは多様化・複雑化。現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題。
- 今後の人ロードのスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、福祉部会等で更に議論を深めた上で、介護人材確保策をより一層進めていくことが重要。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組 (プラットフォーム機能の充実)

- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造

中核的介護人材の確保・育成

- 中核的介護人材が担うべき役割・機能や必要な資質・能力の整理、研修体系の整備、山脈型キャリアモデルの深化
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- 幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、複数資格の取得に係る方策として実務者研修の科目免除・単位制の導入等
- 令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- 介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手に対する研修、ICT教育、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育等）

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- テクノロジーの導入・社会的課題への対応等の側面からの情報発信
- テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、働きやすい環境づくりの整備、業務の整理・切り出しを進めいわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、海外現地での働きかけ、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討（プラットフォーム機能の活用）
- 准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

介護人材を取り巻く状況

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。認知症高齢者や独居高齢者等の増加も見込まれるなど、介護ニーズは多様化・複雑化していく。
- 現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。
- これまでの取組（※）に加え、より一層、人材確保策を強力に進めていくことで、介護サービスの提供体制を確保していく必要がある。

※介護職員の待遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組（プラットフォーム機能の充実）

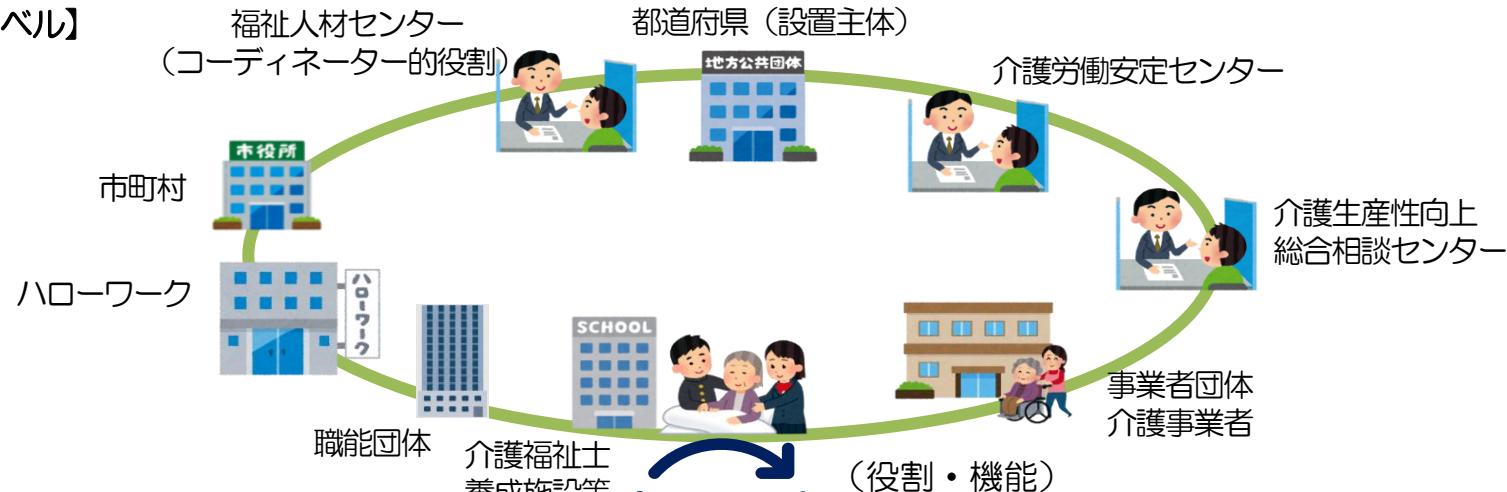
- 高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域の実情に応じた人材確保策に取り組むため、制度的な仕組みとして、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築する必要がある。
- 介護人材確保に関する地域の関係者（市町村、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護事業者、介護福祉士養成施設、職能団体等）が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能（例：公的機関の役割として、事業者の抱える課題に対する支援を実施）を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むことが必要である。
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、より狭い圏域で「人材確保・定着」、「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」、「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するとといった重層的な構造を取ることで、情報の収集・共有・分析、課題の発見、課題に応じた取組の実施、取組の効果の検証、改善して次の取組につなげていくPDCAサイクルを回すこととする。
- 福祉人材センターがコーディネーター的な中核的役割を担い、関係者の取組を連携させることが考えられる。
- 地域における既存の協議会等との一体的な運営など適切な連携・役割分担を図ることや、広く福祉分野全体の人材確保の観点から活用することの検討も必要である。

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要

【第1層レベル】

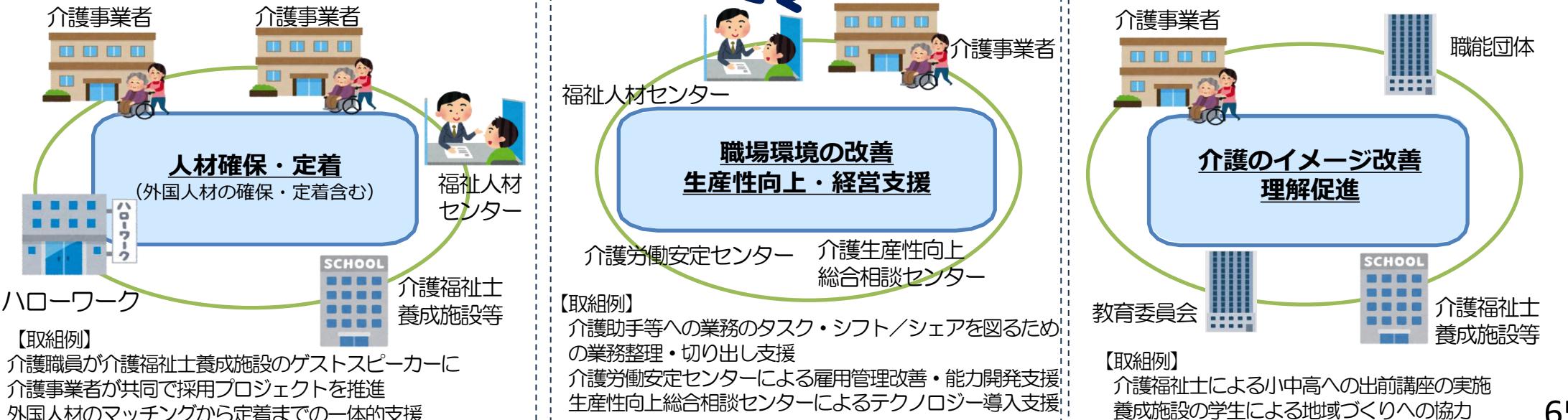
既存の協議会等と一緒に運営するなど、地域の実情に応じて適切な連携・役割分担



第1層・第2層の構成メンバーは地域の実情に応じてさまざまな関係者が参画することを想定

【第2層レベル（※）】県よりも狭い圏域等

※地域の実情に応じて、第3層レベルなど、より重層的な取組も可能



各地の協議会等の取組例

地域の実情に応じた取組例		取組の実績等	
京都府	きょうと 介護・福祉 ジョブネット	<p>北部・福祉の学び創造チーム 高齢化率が高く福祉ニーズが高い京都府北部地域において、福祉人材を養成・確保し、職場定着の支援、魅力発信等に取り組む。大学生を対象とした福祉体験・資格実習受入プログラム構築等を行う「①大学実習受入事業及び業界参入促進事業」等を実施。</p> <p>仕事理解促進チーム 小・中学生を対象に、授業を通して福祉の仕事の魅力に触れ、福祉の仕事についての理解を深め、興味を持ってもらう事を目的とした「②次世代の担い手育成事業」等を実施。</p>	<p>①令和6年度：実際に北部地域へ行った実習生数51名、実習受入数25事業所 過去年度含め、これまでに少なくとも20名の学生が府北部事業所に就職</p> <p>②令和6年度：12校、923名の小・中学生が参加</p>
富山県	富山県 福祉人材確保 対策・介護 現場革新会議	<p>地域からの介護人材参入促進事業 介護福祉士養成校学生、卒業生が地域住民等へ介護の魅力発信を行い、地域からの介護人材の掘り起こしや参入促進を図るもの。 二つの事業からなる。「①地域住民等への出前講座」「②介護に対する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的実施」</p> <p>介護特定技能外国人マッチングから定着までの一體的支援事業 ③特定技能外国人のマッチングから定着までの一體的サポート体制を構築。</p>	<p>①出前講座：46会場1008人参加 ②入門的研修 ・基礎講座94名参加 67名就労・ボランティア意向、うち7名就労等 ・入門講座23名修了。業務体験32名修了 ③マッチング数5法人12名 <small>※R6年度実績(R7.3末時点)</small></p>
広島県	広島県福祉・ 介護人材確保 等総合支援 協議会	<p>福祉・介護職のイメージ改善・理解促進事業 長年県内の小・中・高・大学を訪問する学校訪問・出前講座を実施。介護のしごとの魅力発信を通じて、県内介護福祉士養成施設等へ進学する若者を輩出し続けている。</p>	<p>令和6年度訪問校数146校、参加者17,303人 令和7年度介護福祉士養成施設在学中の学生のうち、中学校で出前講座を受けた学生割合例：A校:54.8%、B校:66.6%、C校:68.6%、C校は令和6度卒業生は100%介護系へ就職</p>
静岡県	福祉人材確 保・定着実践 研究会	<p>福祉人材確保・定着実践研究会 県内福祉施設採用担当者、介護福祉士養成施設教員、人材センターが連携し主体的に参画する有志ネットワーク。 それぞれのリソースや強みを活かし「大学出前講座」「大学×福祉施設等の意見交換会」「福祉の魅力発信」「就職相談会」等の様々な取組を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学出前講座：13回（7校） 大学×福祉施設等意見交換会 3回実施、参加法人職員延数44法人、51人 働き方セミナー＆ブース相談会 参加者数86名（関係者含む） <small>※いずれも令和6年度実績</small>
茨城県	「ちいすけ」 イバラキ	<p>茨城県介護助手等普及推進事業 介護助手を普及することを目的に、地域のNPO法人と茨城県福祉人材センターが協働して実施。事業所向けに介護助手活用のための説明会を実施するとともに、介護助手養成講座を実施し、福祉の仕事に興味がある地域住民と事業所を結びつけている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開催地域19市町村 事業所説明会参加事業所54事業所 養成講座参加者355名 <small>※いずれも令和6年度実績</small> 令和5、6年度で30名が事業所に採用 令和7年度までに県内市町村網羅を予定

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）抄

(7) 児童福祉法（昭22法164）、介護保険法（平9法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に関連して交付されるものに係る支払事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、国民健康保険団体連合会への委託を可能とすることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（令和7年7月25日）（抜粋）

3. 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援の方向性

（1）現状と課題

- 障害福祉分野においても、介護分野と同様に、有効求人倍率は令和7年5月時点で3.05倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、人材確保は喫緊の課題である。

（7）人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

- 人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）について、介護分野と同様に障害福祉分野や保育分野においても、人手不足や職場環境改善・生産性向上の必要性、職業の魅力的確な発信など同様の課題を有している。これまでもそれぞれの分野の特性に応じて、様々な取組を進めてきたところであるが、分野ごとの状況の違いもあるため、障害福祉分野、保育分野と分けて、以下、今後の取組の方向性を記載する。

（障害福祉）

- 障害福祉分野においても、介護分野と同様、待遇改善や職場環境改善、魅力発信等、人材確保に向けて総合的な対策を進めているところであるが、引き続き、人材確保やその定着に向けて、介護分野等の取組も参考としつつ、他分野と連携できる部分は連携しながら、施策を進めていくことが必要である。
- また、介護分野と同様、障害福祉サービス利用者数の動向や地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在することから、地域の状況を分析の上、障害福祉サービス事業所等サポート事業の活用を含め、各地域の実情に応じた人材確保対策を進めていくことが必要である。
- 处遇改善については、介護分野と同様、累次の待遇改善の取組を進めてきたところであり、こうした施策の実施状況や待遇改善に与える効果について実態を把握した上で、引き続き、必要な取組を進めていくことが必要である。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入による業務効率化・生産性向上については、特に障害福祉分野では、障害種別や障害特性等に応じた支援が求められるところ、介護現場での取組を参考としつつ、障害福祉現場の特性を踏まえ、障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくとともに、各自治体や事業所における取組を更に進めていくことが必要である。
- 事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減の取組も進められているが、こうした取組が確実に進むよう、各自治体の取組状況等のフォローアップを行いつつ、手続負担軽減に向けた業務の標準化・簡素化等について、関係者の意見を伺いながら、継続的に検討を進めていくことが必要である。

参考資料

- 1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保**
- 2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等**
- 3. 地域における包括的な支援体制の構築**

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村：1,689自治体（設置率約97%） ※協議会数：1,212箇所
都道府県：47自治体（設置率100.0%）

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改 ① 協議会を通じた「地域づくり」（※）における「個から地域へ」の取組が重要。（第2項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

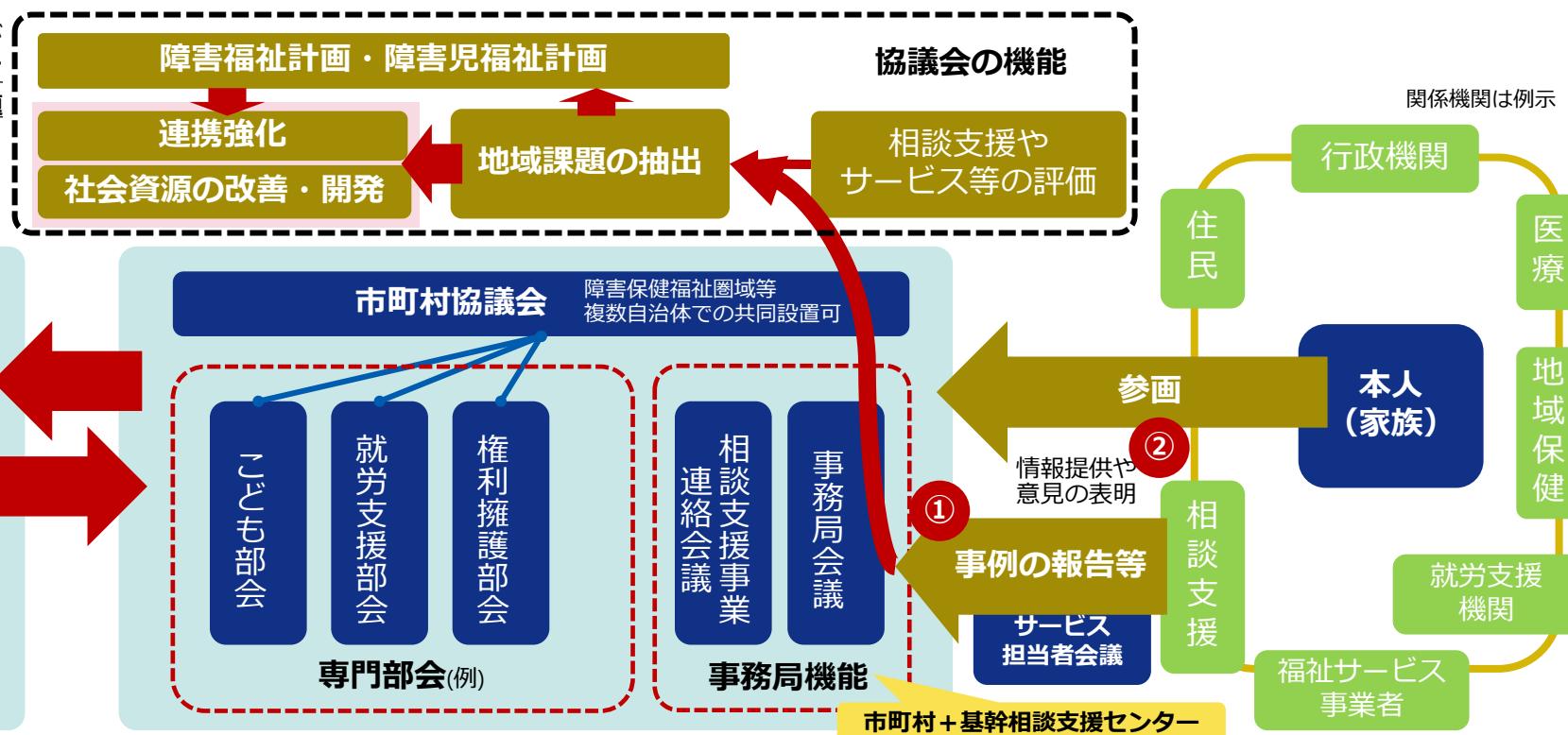
- 新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

- 新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

* 今回改正により、社会福祉法（支援会議）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

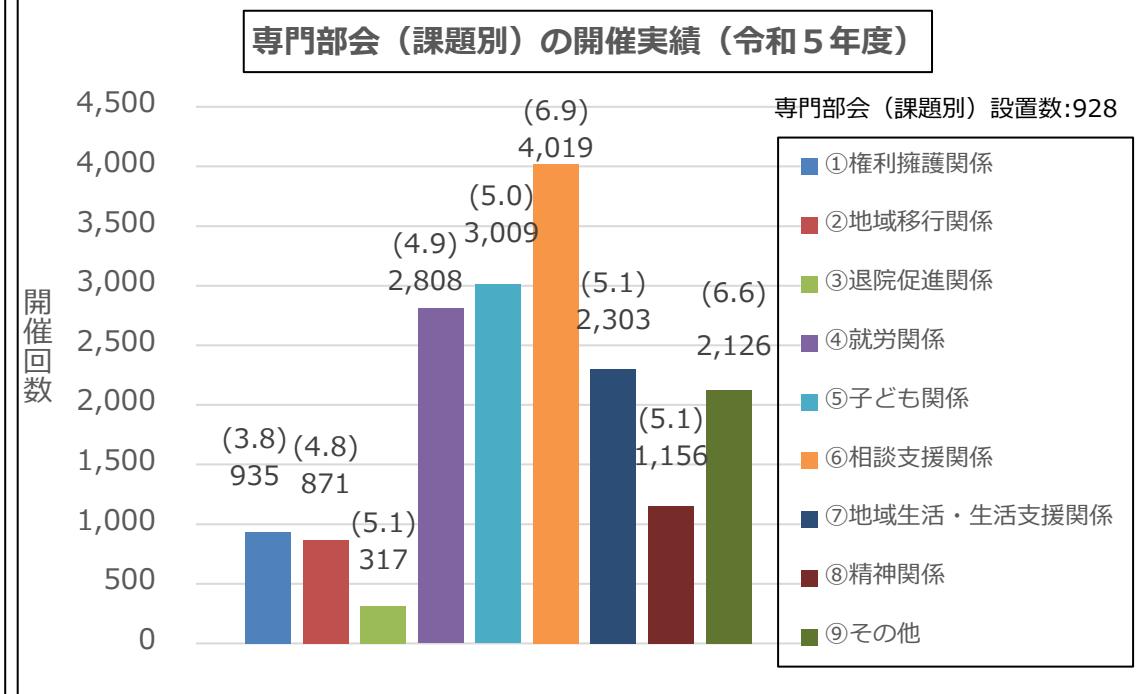
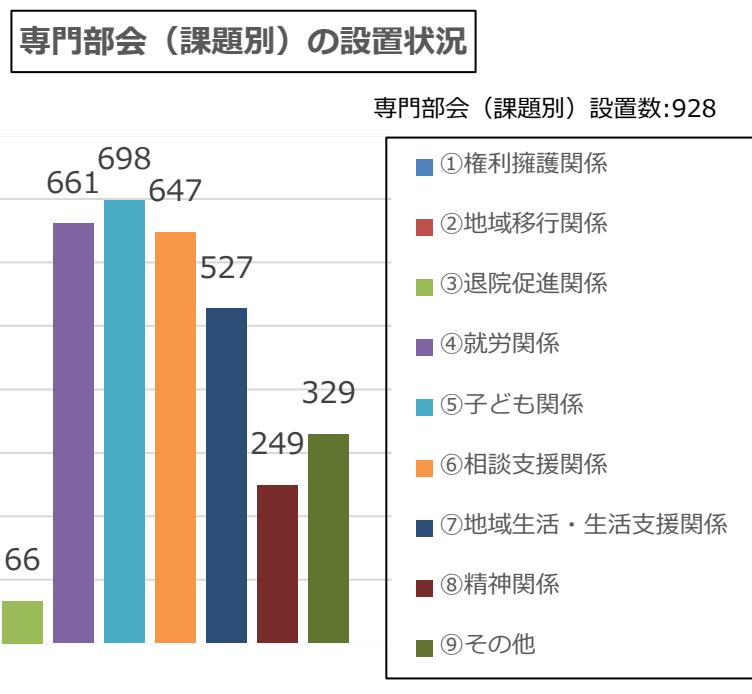
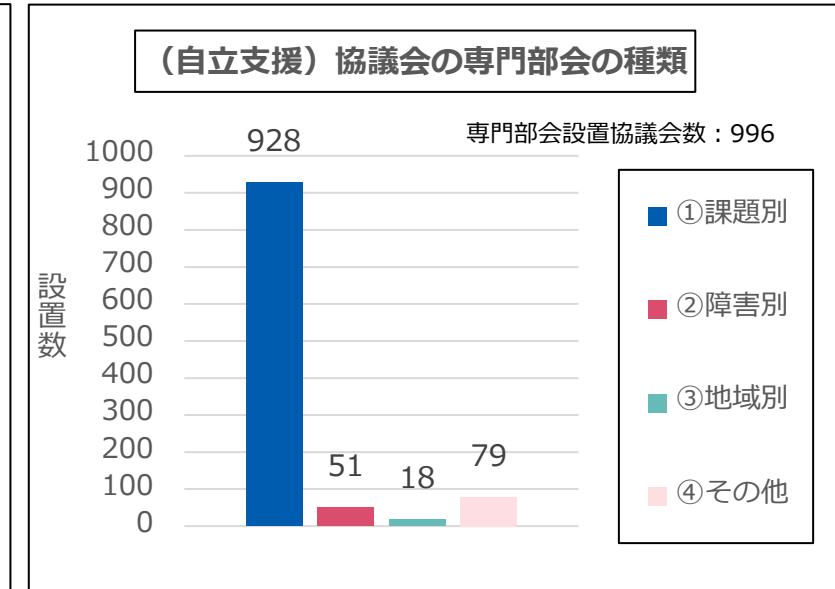
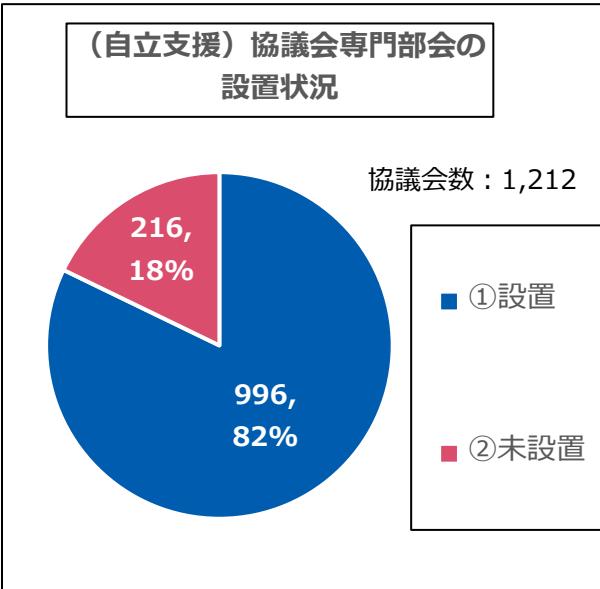
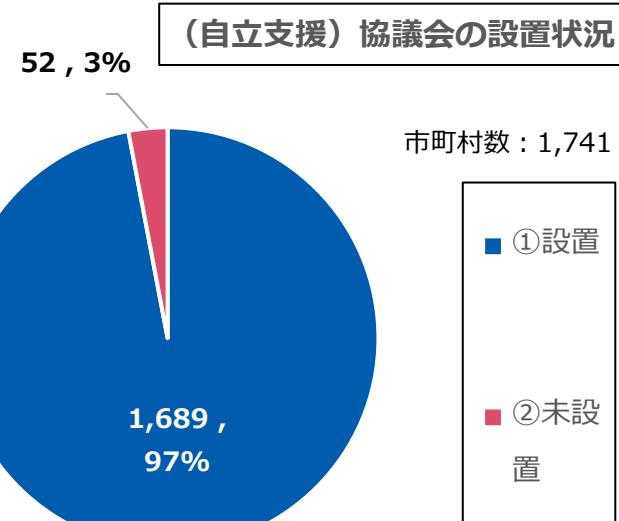
（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



市町村(自立支援)協議会の設置状況について(参考データ)

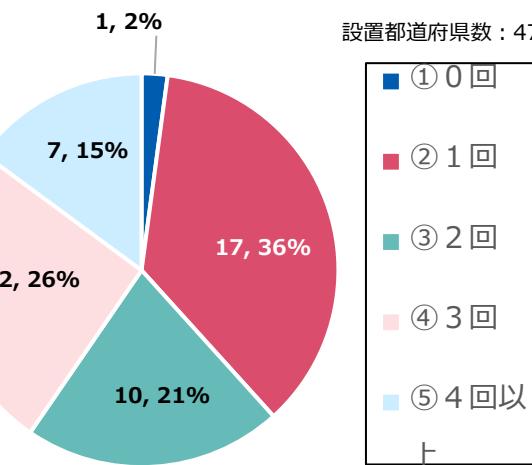
市町村(自立支援)協議会の設置状況等(令和5年度)



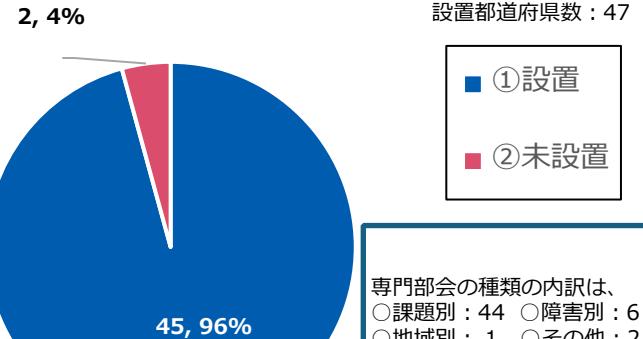
都道府県(自立支援)協議会の設置状況について(参考データ)

都道府県(自立支援)協議会の設置状況等(令和5年度)

(自立支援) 協議会の開催実績
(令和5年度)
※専門部会を除く

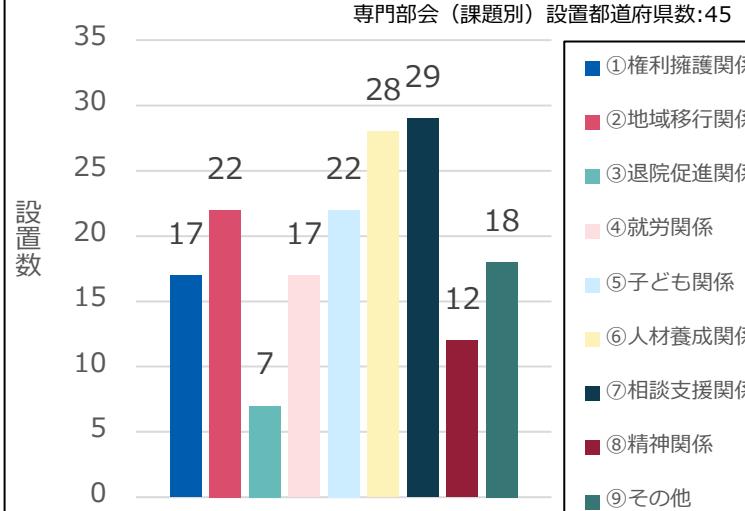


(自立支援) 協議会専門部会
の設置状況

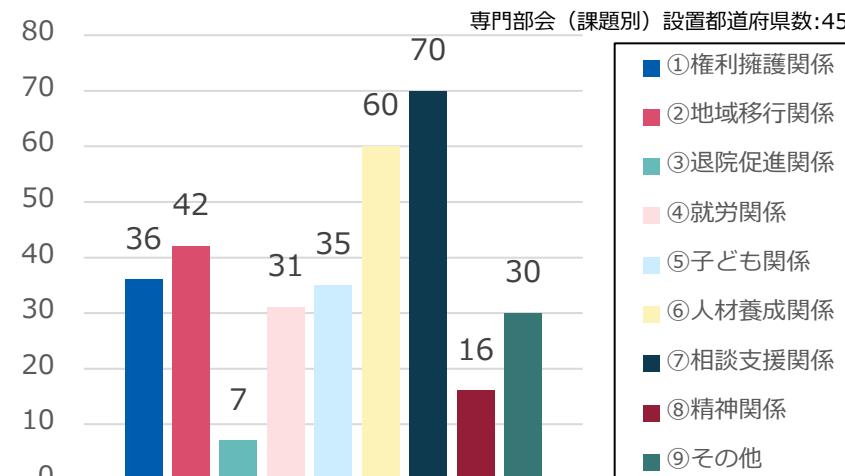


専門部会の種類の内訳は、
○課題別: 44 ○障害別: 6
○地域別: 1 ○その他: 2
※複数の種別の専門部会を設置している都道府県があるため、専門部会設置都道府県数と一致しない。

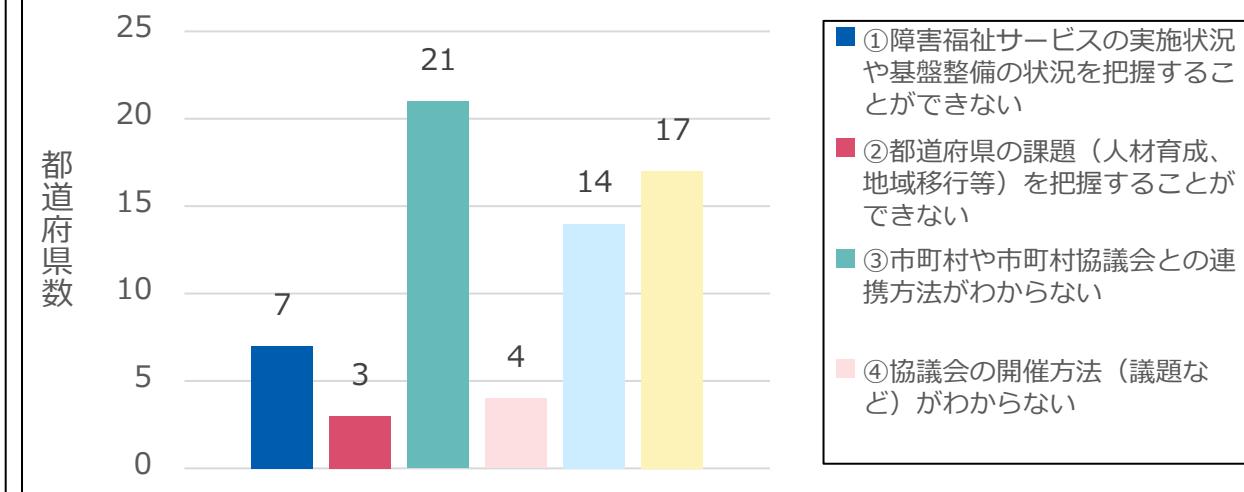
専門部会 (課題別) の設置状況



専門部会 (課題別) の開催実績 (令和5年度)



(自立支援) 協議会の運営に関する課題



事業概要

- 市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
- また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

根拠条文

- 障害者総合支援法第77条
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

実施主体等

- 市町村（指定特定・指定一般相談支援事業者への委託も可）
※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を等を行うことが適当
- 地域生活支援事業（必須事業）
- 地方交付税により実施
- 相談支援体制については、協議会を中心としつつ、地域の実情に応じ適切な形で整備（広域での実施も可）

事業の具体的内容

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利の擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介等

地域活動支援センターの概要

根拠:障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準:地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令)

目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設(法第5条第1項第27号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

設置要件等

- 10人以上の人員が利用できる規模(※ 創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備)
- 施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

補助内容

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)
- 手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」(地域生活支援事業費等補助金)として、国庫補助を実施
(国1/2以内、都道府県1/4以内)

施設数等

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数(箇所)	2,935	2,849	2,824	2,794	2,765
定員数(人)	48,703	47,689	47,202	46,780	46,964

出典) 社会福祉施設等調査
(各年10月1日時点)

地域共生社会の実現に向けた、障害福祉における相談支援・地域づくりの取組（事例）

- ◆ 障害福祉における支援ニーズは複雑・複合化している状況。このため、障害福祉も他制度と連携することで、多機関協働による包括的な支援を行うことに加え、こうした個別課題への対応を通じて地域課題の把握につなげている。
- ◆ 障害者自身も、障害の特性に応じて支援者・担い手としての活動を行い、地域住民等との関わりをもつことで、地域における障害のある方への理解の促進や地域の活性化の一助となっている。

✓ 相談支援の対応事例

- ① 市から委託している障害者相談支援事業者が民生委員からの情報提供を受けて、いわゆる「ごみ屋敷」を訪問したところ、強い支援拒否があった→市の担当課や基幹相談支援センター、社会福祉協議会等の**多機関協働による支援チーム**をつくり、包括的に対応
 - ② 指定計画相談支援の利用者の保護者について、認知症状が進んでいる疑い→基幹相談支援センターに相談→状況を再確認したうえで、地域包括支援センターへつなぎ、その後は**連携しながら世帯への支援を展開**
 - ③ 指定障害児相談支援の利用者の自宅を訪問したところ、ダブルケア状態であることが分かった→基幹相談支援センターに相談→市の担当課や地域包括支援センターを巻き込んで**世帯支援のための支援会議を開催**
- ➔ これら①～③の事例について、（自立支援）協議会に報告し、**地域課題として共有**

✓ 地域づくりの対応事例

- ① 地域活動支援センターで総菜の調理、食堂や移動販売等を通じて地域住民の食を支援。一人暮らしのお宅への訪問・配達を通じ、**障害の特性や障害の有無を超えた支え合いの環境を構築**
 - ② 近隣大学で対人援助職の資格取得を目指す学生を実習生として地域活動支援センターで受け入れ。**将来の福祉の担い手育成に貢献**するとともに、障害への理解を持った市民を増やす取組に発展
 - ③ 手帳を持っていない方も地域活動支援センターに集い、そのような方々の悩みを聞きながら、必要に応じて**行政等の関係機関につなぐ連携のハブ**になっている
- ➔ 障害者が支援活動や課題解決の取組に参画することで、**地域の活性化にも寄与**

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
 - ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

5. 社会福祉における災害への対応

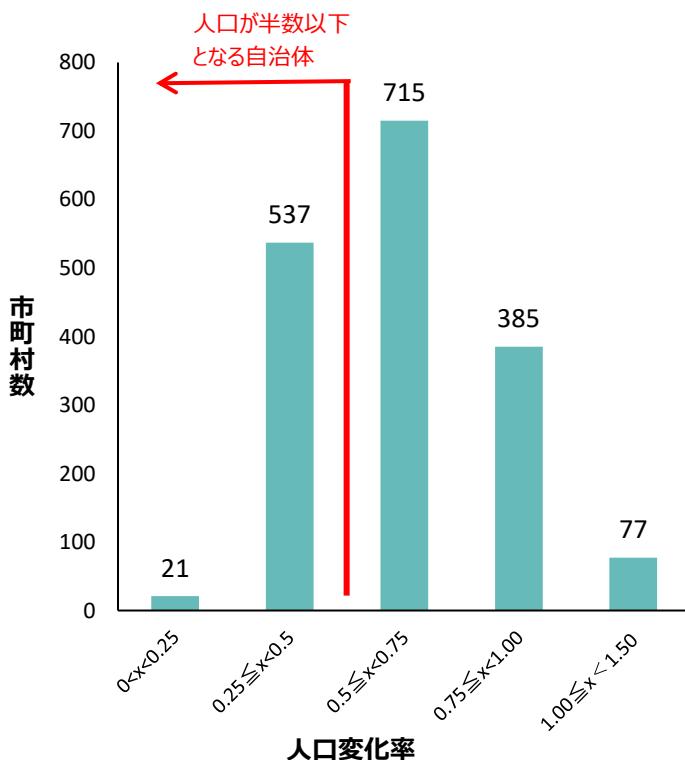
- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（現状・課題）

現状・課題

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、過疎地域等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要があり、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

《2050年人口の変化率別市区町村数》
(2015年人口比)



（出典）国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」（令和3年6月）

《持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会報告書（抜粋）》（令和7年6月）

1. 人材不足等の状況

- 生産年齢人口はピーク時から約1100万人減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
- 国としても具体的な対応策について一定の選択肢を示す

3. 公務人材の確保

- 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

《重層的支援体制整備事業実施率》
(人口規模別／令和6年度)

市町村の人口規模	事業実施率
1万人未満	6.6%
1万人以上～3万人未満	13.7%
3万人以上～5万人未満	20.9%
5万人以上～10万人未満	29.1%
10万人以上～20万人未満	35.8%
20万人以上～30万人未満	47.9%
30万人以上～40万人未満	63.3%
40万人以上～50万人未満	78.9%
50万人以上	57.1%

（出典）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和6年1月1日時点）より作成

1 – 2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み(2)

- 9月8日の福祉部会においてご議論いただきほか、実態に即した制度設計を検討するため、全国各地の都道府県・市町村に参画いただき、実務的な検討を行うWGを開催(これまで計4回)。具体的な仕組みについて意見聴取。
- 主なご意見とその対応の方向性については、以下のとおり。

« 委員・自治体からのご意見 »

(一次相談)

- 分野横断的な仕組みとし配置基準を柔軟化することは望ましい。専門職の確保は困難になってきている。他方、窓口設置方法などは、市町村で柔軟に選択できるようにしてほしい。
- 相談対応のための研修を国で準備してほしい。
- 相談対応の支援のためAIの活用等ができるようにしてほしい。

(専門相談・後方支援体制)

- 専門相談・後方支援体制は、市町村が柔軟に選択できるようにしてほしい。都道府県等に対しては、国から働きかけをしてほしい。
- この仕組みにおける都道府県の役割を明確化してほしい。
- 都道府県の体制強化が必要。国から財政支援をしてほしい。

- 分野横断的な仕組みとし、配置基準を柔軟化することは望ましい。コーディネーターの配置方法等は、市町村で柔軟に選択できるようにしてほしい。
- コーディネーターを本業とする水準の人件費補助をしてほしい。コーディネーターの人材養成を進めてほしい。
- 地域住民等のニーズ把握・意見聴取等は、負担感がある。

- 相談支援と地域づくりを一体的に実施する必要があり、地域活動と福祉の支援体制の協働が必要。
- 補助制度があっても、小規模自治体においては、それに係る事務手続が負担。

« 対応の方向性 »

- 配置基準は、分野横断的なものとし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とする。窓口設置方法(※)は、市町村が選択できる仕組みとする。
(※)①統合窓口型、②一部統合型、③連携型(窓口は分野毎)などの形態を想定。
- 研修やAIの活用について、モデル事業(来年度)において検証。検証を踏まえ、具体的な研修内容やAIの導入支援を検討。
- 専門相談・後方支援体制は、市町村のニーズに応じて構築する(※)。このため、都道府県がその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市等への協力を要請する際の支援を行う。
(※)①都道府県が、市町村に定期的に訪問し助言・関係機関との調整支援等を行う、
②近隣市が、近隣市内のサービスや専門機関の活用の協力をを行う 等
- 都道府県等の役割として、上記の求めに協力することの他、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を実施し、市町村と緊密な連携を図ることを明確化する。
- 都道府県後方支援事業を強化し、都道府県への支援を行う。

- 配置基準は、分野横断的なものとし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とする。配置方法は、市町村において柔軟に決定できる仕組みとする。
- コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業において検証。検証を踏まえ、具体的な確保策・人材養成の内容を検討。
- 住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業において試行的に市町村への支援を実施・検証。検証を踏まえ、支援の在り方を検討。

- 本仕組みにおいて、相談支援と地域づくり事業にあわせて、地域活動と福祉支援体制の協働を図る事業を実施する仕組みとする。モデル事業で検証。検証を踏まえ、具体的な実施・支援内容を検討。
- 交付金事務の簡素化を図る(市町村における高齢・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等を検討)。